

設計図書等作成要領

【請負工事編】

令和4年（2022年）10月

北海道建設部建設政策局建設管理課

目 次

【請負工事編】

1	設計図書について	工事 - 1
2	用語の定義	2
	2-1 契約図書の構成	
	2-2 契約関係用語の定義	
3	当初設計図書等の作成	7
	3-1 当初設計図書	
	3-2 当初参考資料	
	3-3 編さん順序	
	3-4 数量數位	
	3-5 留意事項	
4	変更設計図書等の作成	22
	4-1 変更設計図書	
	4-2 変更参考資料	
	4-3 編さん順序	
	4-4 積算上の留意点	
5	設計変更の契約条項の説明	29
	5-1 設計図書と工事現場の状態との不一致、条件の変更等（契約書第17条）	
	5-2 設計図書の変更（契約書第18条）	
	5-3 工事中止（契約書第19条）	
	5-4 請負代金額の変更に代える設計図書の変更（契約書第29条）	
6	設計変更の種類	31
	6-1 設計変更の定義	
	6-2 概数の確定による設計変更	
	6-3 工事内容の拡大に伴う設計変更	
	6-4 軽微な設計変更	
	6-5 設計変更の区分別の変更内容	
7	設計変更の取扱い	33
	7-1 契約書第17条	
	7-2 契約書第18条	
	7-3 工事内容の拡大の設計変更	
	7-4 概数の確定による設計変更	
	7-5 軽微な設計変更	
	7-6 留意事項	
8	設計変更のフロー図	37
	8-1 設計変更の適用条項選択フロー図	
	8-2 設計変更の手続きフロー図	
9	設計変更理由記載例	45
	9-1 一般事項	
	9-2 設計変更上申書と理由書の表現等	
	9-3 設計変更理由記載例の選定フロー図	
	9-4 概数等発注	
	9-5 契約書第17条第1項第1～3号（設計図書間の不一致等）	
	9-6 契約書第17条第1項第4～5号（設計図書と現場の状態との不一致等）	
	9-7 契約書第18条	
	9-8 契約書第19条	
	9-9 契約書第29条	

10	設計変更上申書等の記載例	工事 - 51
10-1	設計変更上申書（軽微の場合）	
10-2	設計変更上申書（第〇回設計変更の場合）	
10-3	設計変更上申書（軽微総括の場合）	
10-4	現場不符合等確認書	
10-5	現場不符合等確認報告書	
10-6	工事一時中止上申書	
10-7	概数として扱っていた数量の確定について	
10-8	工事内容の拡大の設計変更について	
10-9	工事内容の拡大の設計変更について（回答）	
11	設計変更に係るQ&A	60
11-1	概数等発注（共通編）	
11-2	概数等発注（道路編）	
11-3	概数等発注（河川・砂防編）	
11-4	概数等発注（海岸・漁港編）	
11-5	拡大設計変更	
11-6	契約書第17条	
11-7	契約書第18条・第19条・第20条・第21条等	
12	指定と任意の考え方	72
12-1	指定と任意の定義	
12-2	設計変更の取扱い	
12-3	仮設工の取扱い	
12-4	不適切な具体例	
13	不可抗力による損害の取扱い	76
13-1	工事中に受けた損害の負担	
13-2	損害の適用条件	
13-3	損害の負担範囲	
13-4	損害が累積した場合	
13-5	工事中における天災等の処理手順	
13-6	処理手順フロー	
13-7	損害発生に関する標準様式	
14	設計変更の進め方	86
14-1	適用	
14-2	チェックポイント	
15	関連通達集等	87
15-1	建設工事の概数等発注事務取扱要領	
15-2	概数等発注要領の運用指針	
15-3	概数等発注要領の運用（道路課）	
15-4	概数等発注要領の運用（河川課）	
15-5	概数等発注要領の運用（砂防災害課）	
15-6	概数等発注要領の運用（漁港漁村課）	
15-7	工事内容の拡大の設計変更について	
15-8	工事内容の拡大の設計変更についての一部改定について	
15-9	設計図書における施工条件等の明示の徹底について	
15-10	設計積算管理委員会規程（準則）	
15-11	大型工事に係る設計変更及び契約変更取扱要領	
15-12	大型工事に係る設計変更及び契約変更取扱要領の運用	
15-13	建設工事の軽微な設計変更に伴う事務処理要領	
16	設計変更ガイドライン	114
16-1	設計変更ガイドライン	
16-2	設計変更事例集（Q&A）	

【請負工事編】

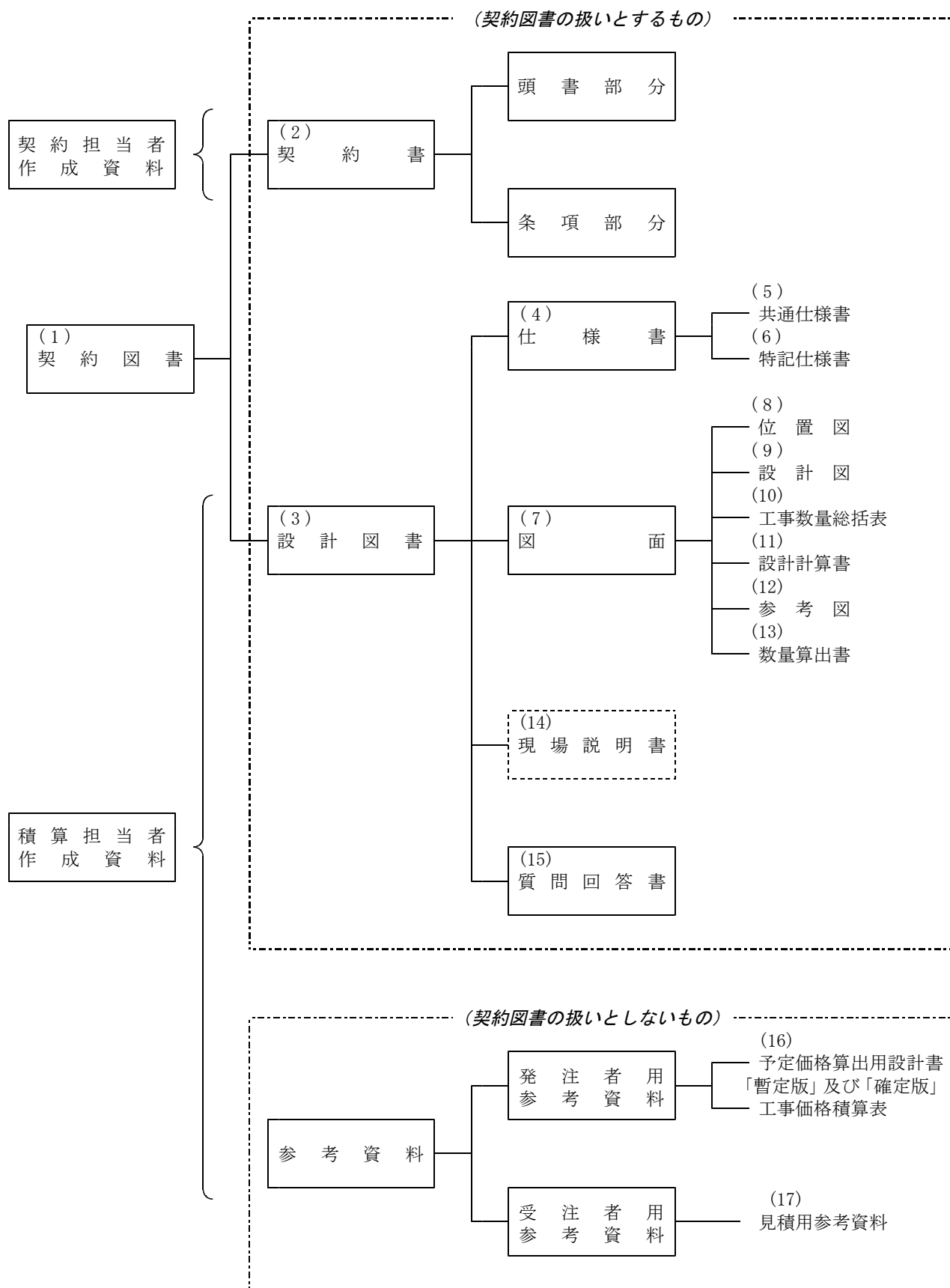
1 設計図書について

「公平な入札の確保」、「設計変更の迅速化」及び「合意事項の明確化」を行うためには、適切な設計図書を作成する必要がある。

設計図書の作成に当たっては、本資料を参考にするとともに、建設部が制定する「土木工事積算基準」、「下水道工事積算基準」、「漁港関係工事積算基準」、「土木工事共通仕様書」、「土木工事工種体系化の手引き」、「土木工事数量算出要領」、「下水道工事工種体系化の手引き・工事数量算出要領」及び「漁港関係工事工種体系化の手引き・工事数量算出要領」等の諸基準により行う必要がある。

2 用語の定義

2-1 契約図書の構成



※括弧書きの数字は、「2-2 契約関係用語の定義」の番号を示す。

2-2 契約関係用語の定義

番号	用語	用語の定義	解説等
1	契約図書	<p>発注者、受注者双方の合意により、締結された契約の内容を示した書類で、双方を拘束する契約上の効力を有するものである。</p> <p>契約書（発注者と受注者の権利義務を規定するもの）と、設計図書（工事目的物を完成させるための技術的事項等を規定するもの）を合わせて契約図書という。</p> <p>契約図書は、発注者と受注者双方における工事目的物を完成させるための取り決めを記したものであり、これに属さない図書は契約上、効力を有しない。</p> <p>【契約図書は、契約における権利義務や工事目的物の規格・仕様、技術的要求事項等を規定している】</p>	<p>契約図書は、契約の請負代金額等の重要事項及び発注者と受注者の権利義務を定めた契約書と工事目的物の規格・仕様を定めた設計図書からなり、これらに基づき設計変更を行うこととなる。</p> <p>よって、円滑な設計変更を行うため、設計図書においては、工事目的物の規格・仕様のほか、発注者が予定価格算出用設計書の作成時に想定した現場条件を明示しなければならない。</p>
2	契約書	<p>発注者と受注者との間の権利義務関係を明確にしたもので、工事名、工事場所、工期、請負代金額などの重要な契約事項が記載された書面の部分（いわゆる頭書と呼ばれる部分）と、請負代金の変更、契約の解除等の発注者と受注者の権利義務などの内容を定めている条項部分を併せたものをいう。</p> <p>【契約書は、契約図書の一部】</p>	<p>条項部分は、全工事に共通する基本的な条項のほか、工事ごとの事情に応じて適宜条項が追加される。</p> <p>追加される条項としては、債務負担に関するもの、植生工等に対する跡請保証に関するもの、ブロック等の製作における工事目的物の寄託に関するものなどがある。</p>
3	設計図書	<p>仕様書（共通仕様書、特記仕様書）、図面（位置図、設計図、工事数量総括表、設計計算書、参考図、数量算出書）、現場説明書、質問回答書をいう。</p> <p>【設計図書は、契約図書の一部】</p>	<p>設計図書は、発注者の予定価格の根拠となるほか、入札参加者は、これを基に入札額を算定する。</p> <p>契約締結後、受注者は、この設計図書を照査し、これに基づいて工事目的物を完成させ、発注者に引き渡すこととなる。</p>
4	仕様書	<p>工事の施工に際して要求される技術的要件、いわゆる使用する材料の品質や規格、寸法・位置・仕上げの許容誤差など工事目的物の内容を規定するもののほか、施工上必要な工程や手順、採用が義務付けられている施工方法及び工事施工上の制約条件などを示すものであり、これらを詳細に記載した書面をいう。</p> <p>仕様書には、各工事に共通する共通仕様書と、各工事ごとの現場条件によって規定される特記仕様書があり、総称して仕様書という。</p> <p>【仕様書は、設計図書の一部】</p>	<p>契約書で定めた権利義務に基づき工事を施工するため、品質・規格・仕様・施工条件等を仕様書にて定めなければならない。</p>

番号	用語	用語の定義	解説等
5	共通仕様書	<p>各作業の手順、使用する材料の品質、数量、仕上げの程度等のほか、場合によっては施工方法等、工事を施工する上で必要な技術的要求、工事内容を説明したもののうち、あらかじめ各工事に共通する内容を盛り込み作成した書面をいう。</p> <p>【共通仕様書は、設計図書の一部】</p>	<p>受注者は、工事を施工するにあたり、契約図書に（施工方法や材料規格等）特別の定め（特記事項）がない場合は、共通仕様書に記載されている内容を遵守し、施工方法や使用する材料を自らの責任において定めることとなる。</p>
6	特記仕様書	<p>共通仕様書で定められていないものや定められている事項と異なる場合等において、共通仕様書を補完するために工事固有の技術的要求事項及び工事施工上の制約事項を定める書面をいう。</p> <p>【特記仕様書は、設計図書の一部】</p>	<p>発注者は、委託調査結果等から現場条件を勘案し、予定価格の根拠を算出している。その際に想定した現場条件は、限られた調査資料から抽出するものであり、工事施工時に確認される詳細の現場条件と一致しないことも予想されるため、発注者が想定した現場条件も特記仕様書で明示する必要がある。</p>
7	図面	<p>工事の範囲や工事目的物の量的なものを視覚的に表したもので、工事目的物の内容等を、一定のルールに基づいて表現した図や表で、位置図、設計図、工事数量総括表、設計計算書、参考図、数量算出書をいう。</p> <p>【図面は、設計図書の一部】</p>	<p>図面は、工事の全体を表示し、これによって施工されるものであることから、作成に当たっては、誤りや脱漏、不明確な表現がないよう細心の注意を払い、誰でも分かる表示とするとともに、必要な現場条件を明示することで、特記仕様書による明示を簡素化することができる。</p>
8	位置図	<p>地形図に工事箇所、残土処理場、仮置場、土取り場等の位置及び輸送経路等を記載した書面をいう。</p> <p>【位置図は、設計図書の一部】</p>	<p>現場条件を明確化するため、位置図に想定した輸送経路を記載するとともに、これを指定する必要がある場合には、別途特記仕様書にて明示すること。</p>
9	設計図	<p>工事目的物に係る設計者の意図を一定のルールに基づいて図示した書面をいう。</p> <p>設計図とは、平面図、縦断面図、標準断面図（定規図）、横断面図、構造詳細図（配置図、配筋図など）、仮設構造図（指定仮設の場合に限る）などがある。</p> <p>【設計図は、設計図書の一部】</p>	<p>作業土工など、工事数量総括表で非契約として扱っている事項についても、工事目的物を明示する上で必要となる場合は、設計図に図示することができる。</p> <p>また、詳細図作成を含む工事で工事監督員の指示に従って作成されるものや受注者の施工計画に基づき提出され工事監督員が承諾した図面も設計図の扱いとなる。</p>

番号	用語	用語の定義	解説等
10	工事数量 総括表	<p>契約条件の明確化を図るため、工事内容を構成する種別や細別などの項目と、項目ごとの規格・数量を、請負人が契約上制約されるもの（契約事項）とされないもの（非契約事項）に区分し、一覧的に記載した書面をいう。</p> <p>【工事数量総括表は、設計図書の一部】</p>	<p>現場条件等の変更が生じた場合、非契約事項であっても、適正な変更予定価格算定の基礎となることから、設計変更の対象とする。</p> <p>契約上、制約される事項・数量は、品質・出来形を確認する必要がある。</p> <p>摘要欄に積算上の現場条件を明示することにより、特記仕様書による明示を簡素化することができる。</p>
11	設計計算書	<p>工事目的物の設計計算条件や計算結果等を記載した書面をいう。</p> <p>これらは、受注者が工事を施工する際の条件であり、かつ、品質・出来形管理に必要となる諸数値でもあることから、分かり易い記載内容とする必要がある。</p> <p>【設計計算書は、設計図書の一部】</p>	<p>計算過程の電算打出し表や他工法との比較計算書は設計時の検討資料であることから添付する必要はないが、設計計算書に記載されていない現場条件については、特記仕様書で明示すること。</p>
12	参考図	<p>現場条件から想定される一般的な仮設備や工事目的物を施工する際に使用する標準的な材料の仕様などを示した書面をいう。</p> <p>【参考図は、設計図書の一部】</p>	<p>参考図は契約において、その施工を制約するものではないため、受注者が任意に決定した工法や材料等を設計変更する必要はないが、これに示されている現場条件の変更等が生じた場合には、設計変更する必要がある。</p> <p>よって、受注者が採用した工法や材料等が参考図で示したものと異なる場合は、現場条件の変更等によるものか、任意判断によるものかを適切に判断する必要がある。</p>
13	数量算出書	<p>工事を施工する上で必要となる項目ごとの数量を設計図・参考図を基に算出し、取りまとめた書面をいう。</p> <p>【数量算出書は設計図書の一部】</p>	<p>工事数量総括表の基礎資料であり、工事目的物・仮設構造物等の妥当性を検証する上で必要不可欠なものである。</p>
14	現場説明書	<p>工事の入札前に、工事が行われる現場において、入札参加者に対して行われる工事の説明及び図面や仕様書に表示し難い現場条件を示した書面をいう。</p> <p>【現場説明書は、設計図書の一部】</p>	<p>建設部では、現場説明において入札予定者同士が入札前に会うことになるので、談合防止の観点から、原則として現場説明は行わないこととしているため、図面に表示し難い現場条件については、特記仕様書にて明示する。</p>

番号	用語	用語の定義	解説等
15	質問回答書	<p>入札参加者からの質問に対して、発注者が回答する書面をいう。</p> <p>【質問回答書は、設計図書の一部】</p>	<p>回答については、契約締結時の条件となることから、他の入札参加者に対しても、閲覧による公表等を行う必要がある。</p>
16	<p>予定価格算出用設計書</p> <p>(暫定版)</p> <p>(確定版)</p>	<p>工事数量総括表を作成する際の基礎資料であり、「土木工事積算基準」や「土木工事工種体系化の手引き」等の諸基準に基づいて予定価格の根拠を算出した書面をいう。</p> <p>設計変更が生じた場合にも、請負代金額変更に当たり、受注者と協議する根拠となるものである。</p> <p>【予定価格算出用設計書は、参考資料の一部】</p> <p>積算担当者が作成したものを予定価格算出用設計書(暫定版)という。</p> <p>本部管理者が再計算処理して作成したものを予定価格算出用設計書(確定版)という。</p> <p>【予定価格算出用設計書(暫定版)及び予定価格算出用設計書(確定版)は、参考資料の一部】</p>	<p>契約上は参考資料であるが、予定価格の根拠を算出したものであり、妥当な工事費用を決定するための重要な資料である。</p> <p>会計検査等においては、この書類で受検し工事費用の妥当性を説明することとなるため、単価算定資料等の根拠資料も適切に添付する必要がある。</p> <p>積算担当者が積算条件等を入力して作成したもの。</p> <p>再計算システムに登録されている管理職(本部管理者)が入札日直近の最新単価を用いて作成したもの。</p>
17	見積用参考資料	<p>適正な見積りを行わせるために入札参加者へ閲覧させるもので、予定価格算出用設計書の単価欄と金額欄を空白にした書面をいう。</p> <p>【見積用参考資料は、参考資料の一部】</p>	<p>見積用参考資料は、入札額を算定する際に参考とする資料であり、契約上の制約を有しないことから、契約図書の扱いとしない。</p>
18	積算内訳書	<p>予定価格の透明性の一層の向上を図るために、入札後に公表するもので、工事区分、工種及び種別ごとの数量、金額などを記載した書面をいう。</p> <p>【積算内訳書は、参考資料】</p>	<p>公表用の積算内訳書は、次のような効果や用途を期待している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 予定価格の妥当性が明確になる。 ・ 入札参加者が今後の入札価格の算定において参考とする。 ・ 受注者が実行予算の算定の参考とする。 ・ 下請会社が下請価格の算定の参考とする。

3 当初設計図書等の作成

3-1 当初設計図書

(1) 設計図書（特記仕様書、位置図、工事数量総括表）

設計図書として、特記仕様書、位置図及び工事数量総括表をまとめて綴ることとし、その記載内容、編さん及び取扱いは、次のとおりとする。

ア 表紙

(7) 施工年度、工事名及び所属名を記載する。

(4) 審査欄及び押印は必要としない。

イ 特記仕様書

特記仕様書は、当該工事の特有な事項を定めたものであり、次のとおりとする。

(7) 土木工事共通仕様書で規定されていない事項

a 使用材料の品質、規格、寸法

b 支給材料及び貸与品の品名、数量、規格、性能、引渡場所及び引渡時期

c 施工に際する手法、留意事項

d 「土木工事積算基準等」の取扱い

e 「概数」の取扱い

f 「非契約事項（数量）」の取扱い

g 「参考図」の取扱い

(4) 施工条件の明示事項

a 工程関係

(a) 他の工事の開始又は完了の時期により、当該工事の施工時期、全体工事等に影響がある場合は、影響箇所及び他の工事の内容、開始又は完了の時期

(b) 施工時期、施工時間及び施工方法が制限される場合は、制限される施工内容、施工時期、施工時間及び施工方法

(c) 当該工事に関し関係機関等と協議が成立していない事項がある場合は、当該協議の未成立により制約を受ける内容、当該協議事項及び当該協議の成立見込み時期

(d) 関係機関、地方公共団体等との協議の結果、特定された条件が付され当該工事の工程に影響がある場合は、当該条件及び影響範囲

(e) 余裕工期を設定して発注する工事については、工事の着手時期

(f) 工事着手前に地下埋設物及び埋蔵文化財等の事前調査を必要とする場合は、その項目及び調査期間
また、地下埋設物等の移設が予定されている場合は、その移設期間

(g) 積算工程上見込んでいる休日以外の作業不能日数

b 用地関係

(a) 工事用地等に未処理部分がある場合は、その場所、範囲及び処理の見込み時期

(b) 工事用地等の使用終了後における復旧内容

(c) 工事用仮設道路・資材置き場用の借地をさせる場合、その場所、範囲、時期、期間、使用条件、復旧方法等

(d) 受注者に、消波ブロック、桁製作等の仮設ヤードとして官有地等及び発注者が借り上げた土地を使用させる場合は、その場所、範囲、時期、期間、使用条件、復旧方法等

c 公害関係

(a) 工事に伴う公害防止（騒音、振動、粉塵、排出ガス等）のため、施工方法、建設機械・設備、作業時間等を指定する必要がある場合は、その内容

(b) 水替・流入防止施設が必要な場合は、その内容、期間

(c) 濁水、わき水等の処理で特別の対策を必要とする場合は、その内容（処理施設、処理条件等）

(d) 工事の施工に伴って発生する騒音、振動、地盤沈下、地下水の枯渇、電波障害等に起因する事業損失が懸念される場合は、事前・事後調査の区分とその調査時期、未然に防止するために必要な調査方法、範囲等

- d 安全対策関係
 - (a) 交通安全施設等を指定する場合は、その内容、期間
 - (b) 鉄道、ガス、電気、電話、水道等の施設と近接する工事での施工方法、作業時間等に制限がある場合は、その内容
 - (c) 落石、雪崩、土砂崩落等に対する防護施設が必要な場合は、その内容
 - (d) 交通誘導警備員、警戒船及び発破作業等の保全設備、保安要員の配置を指定する場合又は発破作業等に制限がある場合は、その内容
 - (e) 有毒ガス及び酸素欠乏等の対策として、換気設備等が必要な場合は、その内容
- e 工事用道路関係
 - (a) 一般道路を搬入路として使用する場合
 - i 工事用資機材等の搬入経路、使用期間、使用時間等に制限がある場合は、その経路、期間、時間帯等
 - ii 搬入路の使用後及び使用後の処置が必要である場合は、その処置内容
 - (b) 仮設道路を設置する場合
 - i 仮設道路に関する安全施設等が必要である場合は、その内容、期間
 - ii 仮設道路の工事終了後の処置（存置又は撤去）
 - iii 仮設道路の維持補修が必要である場合は、その内容
- f 仮設備関係
 - (a) 仮土留、仮橋、足場等の仮設物を他の工事に引き渡す場合及び引き継いで使用する場合は、その内容、期間、条件等
 - (b) 仮設備の構造及びその施工方法を指定する場合は、その構造及び施工方法
 - (c) 仮設備の設計条件を指定する場合は、その内容
- g 建設副産物・建設廃棄物関係
 - (a) 建設発生土が発生する場合は、残土の受入場所及び仮置場所までの、距離、時間等の処分及び保管条件
 - (b) 建設副産物の現場内での再利用及び減量化が必要な場合は、その内容
 - (c) 建設副産物及び建設廃棄物が発生する場合は、その処理方法、処分場所、距離等の条件
- h 工事支障物件等
 - (a) 地上、地下等への占用物件の有無及び占用物件等で工事支障物が存在する場合は、その支障物件名、管理者、位置、移設時期、工事方法、防護等
 - (b) 地上、地下等の占用物件工事と重複して施工する場合は、その工事内容及び期間等
- i 薬液注入関係
 - (a) 薬液注入を行う場合は、設計条件、工法区分、材料種類、施工範囲、削孔数量、削孔延長及び注入量、注入圧等
 - (b) 周辺環境への調査が必要な場合は、その内容
- j その他
 - (a) 工事用資機材の保管及び仮置きが必要である場合は、その保管及び仮置場所、期間、保管方法等
 - (b) 工事現場発生品がある場合は、その品名、数量、現場内での再使用の有無、引渡場所等
 - (c) 支給材料及び貸与品がある場合は、その品名、数量、品質、規格又は性能、引渡場所、引渡期間等
 - (d) 関係機関・自治体等との近接協議に係る条件等その内容
 - (e) 架設工法を指定する場合は、その施工方法及び施工条件
 - (f) 工事用電力等を指定する場合は、その内容
 - (g) 新技術・新工法・特許工法を指定する場合は、その内容
 - (h) 部分使用を行う必要がある場合は、その箇所及び使用時期
 - (i) 給水の必要のある場合は、取水箇所・方法等
 - (j) 運搬経路等を指定する場合は、その内容
 - (k) 寄託物品がある場合は、その品名、数量、規格、引渡場所、期間等
 - (l) 積算上想定した現場条件

(ウ) 「イ 特記仕様書 (7) d～g」の記載例

「土木工事積算基準等」

- 1 当該工事の設計図書は、北海道建設部が制定した次の積算基準等に基づき作成している。
 - (1) 一般土木工事
「土木関係工事積算要領」、「土木工事積算基準」、「土木工事工種体系化の手引き」
 - (2) 漁港工事
「漁港関係工事積算基準」、「漁港関係工事工種体系化の手引き・数量算出要領」
 - (3) 下水道工事
「土木工事積算要領（下水道編）」、「土木工事積算基準」、「下水道工事工種体系化の手引き・数量算出要領」
- 2 「土木工事積算基準」及び「漁港関係工事積算基準」において定めている諸基準に基づき次のとおり扱っている。
 - (1) 機械施工と人力施工等の施工方法や区分は設計図面等から判断し、機械施工が困難である場合を除き、機械施工を標準として積算している。
 - (2) 特記仕様書等で別途明示している場合を除き、各基準において定めている標準工法・標準機種で積算している。
 - (3) 上記(1)(2)については、受注者の任意施工を拘束するものではない。ただし、現場条件等がこれにより難い場合には、必要に応じて設計変更する。
- 3 「土木工事工種体系化の手引き」、「漁港関係工事工種体系化の手引き」及び「下水道工事工種体系化の手引き」において定めている事項を、設計図書の規格・摘要欄に明示しているが現場条件等に差異が生じた場合には、設計変更の対象とする。
- 4 当該工事の数量算出書は、北海道建設部が制定した次の土木工事数量算出要領等に基づき作成している。
 - (1) 一般土木工事
「土木工事数量算出要領」
 - (2) 漁港工事
「漁港関係工事工種体系化の手引き・数量算出要領」
 - (3) 下水道工事
「下水道工事工種体系化の手引き・数量算出要領」

「概数」

- 1 「概数として扱う数量一覧表」に示した数量は概数である。概数として扱う事項の施工に当たっては、施工後でなければ数量の確認ができない場合を除き、現地調査終了後速やかに工事監督員と協議し、数量の確定を行い着手すること。
- 2 概数の確定により数量の変更が生じた場合には、設計変更により処理する。
なお、設計に対して過大な出来形数量に変更するものではないことに留意すること。
- 3 「概数として扱う数量一覧表」で示した仮設工の工事数量は、標準的な工法により算出したものであるため、取り合い等によって新たに必要となる項目についても概数として扱う場合がある。
- 4 当該工事において、設計変更図書の作成（設計変更図面の作成及び工事数量の算出）を受注者に行わせることがある。
- 5 当該工事のうち〇〇〇〇は、現地測量を行った結果に基づき工事監督員と協議して数量を確定する。
なお、〇〇〇〇は概数の確定後、工事に着手すること。
- 6 当該工事のうち交通誘導警備員数は、受注者より提出された工程管理（ネットワーク等）を基に工事監督員と協議して数量を確定する。

「非契約事項（数量）」

工事数量総括表や積算内訳の各項目において括弧書きで示した数量は、契約事項とならないものの数量であり、受注者の任意施工を拘束するものではない。ただし、現場・設計図書の不一致等が生じた場合は、必要に応じて設計変更する。

「参考図」

参考図と朱書きして示した図面は、発注者が想定した工法・材料等を記したものであり、これに示されている事項については、受注者の任意施工を拘束するものではない。

(エ) 「概数として扱う数量一覧表」の作成例

(北海道土木工事設計積算電算システム出力例)

※ 細目(レベル4)に対応する数量と細別を構成する内容の数量を概数とした事例

概数として扱う数量一覧表

工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	前回数量	今回数量	数量増減	概要
法面工						
植生工						
腐植酸種子散布		m2		1,340		概数
防止策工						
立入防止柵		m		78		
立入防止柵		m		78		78m当り数量
床掘り	細別を構成する内容	m3		6.3		概数 78m当り数量
埋戻し		m3		1.8		概数 78m当り数量

立入防止柵の数量78mは概数ではないが、内訳の床掘りと埋戻しが概数となっている。

ウ 位置図

(7) 位置図は、国土交通省国土地理院が無償提供している電子地図データ（電子国土配信データ）を用い所定の様式（位置図様式）に貼付し、次の内容を記載する。

なお、電子地図データを用いない場合は、出張所管内図、河川図又は道路路線図等の原稿図面（複写不可）を用いて作成する。

a 工事箇所又は施工範囲

- (a) 工事名
- (b) 工事箇所：施工箇所の住所
- (c) 範囲：起点、終点部の緯度経度

b 特記仕様書で指定する箇所

- (a) 残土処理場、仮置場、土取場、発生土の引渡場所等
- (b) 建設副産物の仮置場等
- (c) 桁やブロック等の製作ヤード、仮置ヤード等
- (d) 発注者が想定した運搬経路等

(4) 記載内容に変更が生じた場合は、設計変更の対象とする。

エ 工事数量総括表

工事数量総括表は、当該工事における契約事項（項目、数量）と非契約事項（項目、数量）を区分し、一覧にした表で、次のとおりとする。

(7) 工事数量総括表は、「土木工事工種体系化の手引き」により作成する。

(4) 非契約事項は、積算内訳の各項目において括弧書きで記載し、契約事項との区分が明確となるようにする。

(9) 記載内容に変更が生じた場合は、設計変更の対象とする。

オ 作成部数

設計図書は、発注者用、工事監督員用の2部を紙ベースで作成する。

なお、入札参加者閲覧用及び受注者用として、紙ベースと同様のものを電子データ（PDF）で作成する。

(2) 設計図

設計図は、工事目的物の位置、規格及び寸法等を詳細に記すこととし、その記載内容及び取扱いは、次のとおりとする。

ア 図面の種類

(7) 平面図

工事目的物を平面的に記した図面で、施工範囲や周辺状況等を明示したもの。

(4) 縦断面図

工事目的物を縦断的に記した図面で、道路・河川等の高さ・縦断勾配を明示したもの。

(9) 標準断面図

平均的な現況地盤線に道路・河川等の構造・規格を明示した図面で、標準的な施工断面を明示したもの。

なお、事業によっては定規図ともいう。

(5) 横断面図

工事目的物を横断的に記した図面で、工事目的物の総量を把握するために必要な間隔（ピッチ）で作成したもの。

(4) 構造詳細図

鉄筋の加工図・配筋図や構造物配置図等、工事目的物の詳細を記した図面で、その詳細の位置や寸法及び使用する材料の仕様等を明示したもの。

なお、指定仮設とした場合は、仮設工構造図（詳細図）もこれに含まれる。

(4) 承認図

受注者が工事施工のため作成し、工事監督員の承諾を得る図面である。

なお、護岸工の布設展開図や電気工事の配線系統図等もこれに含まれる。

イ 作成要領

- (ア) 設計図には、単位目的物・仮設物の寸法や材料の材質・規格を明示する。
- (イ) 設計図には図面番号を記入し、図面の脱漏を防止しなければならない。
- (ロ) 設計図は赤色着色や旗上げ等を行って、工事内容が明確になるようにしなければならない。
- (ハ) 平面図は、起終点はもとより当該工事で施工する工事目的物等の施工位置、施工範囲及び施工数量等を明示する。
- (ニ) 平面図以外の設計図においても、必要に応じて(ア)と同様な明示を行う。
- (ホ) 標準的な工法・材料等により作成した図面が部分的に含まれる場合（PC橋の定着装置等）は、そのタイトル付近に「(参考)」と朱書きする。ただし、横断図等で示される作業土工など、その取扱いが「工事数量総括表」で明確に判断できる場合は、これを省略できる。

ウ 取扱い

- (ア) 記載される内容は、契約上の制約を有し、工事完成時において発注者が確認する。
- (イ) 記載内容に変更が生じた場合は、設計変更の対象とする。

エ 作成部数

設計図は、発注者用、工事監督員用の2部を紙ベースで作成する。
なお、入札参加者閲覧用及び受注者用として、紙ベースと同様のものを電子データ（PDF）で作成する。

(3) 参考図

参考図は、発注者が想定した標準的な工法や材料を記すもので、その記載内容及び取扱いは、次のとおりとする。

ア 作成要領

- (ア) 表題又は表題付近の余白に「参考図」と朱書きする。
- (イ) 設計図の中に標準的な工法・材料等により作成した図面が部分的に含まれる場合（PC橋の定着装置等）は、そのタイトル付近に「(参考)」と朱書きする。ただし、横断図等で示される作業土工など、その取扱いが「工事数量総括表」で明確に判断できる場合は、これを省略できる。

イ 取扱い

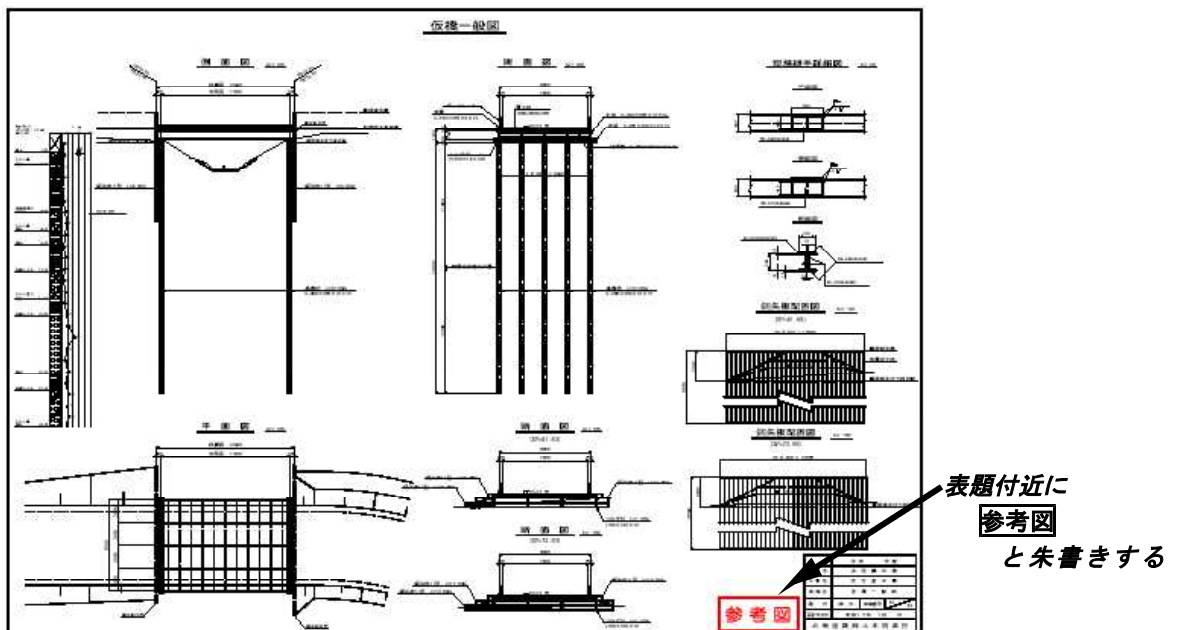
- (ア) 記載される内容は、あくまで参考であることから、契約上の制約を有さない。
- (イ) 現場条件等により記載内容を変更する必要がある場合は、設計変更の対象とする。

ウ 作成部数

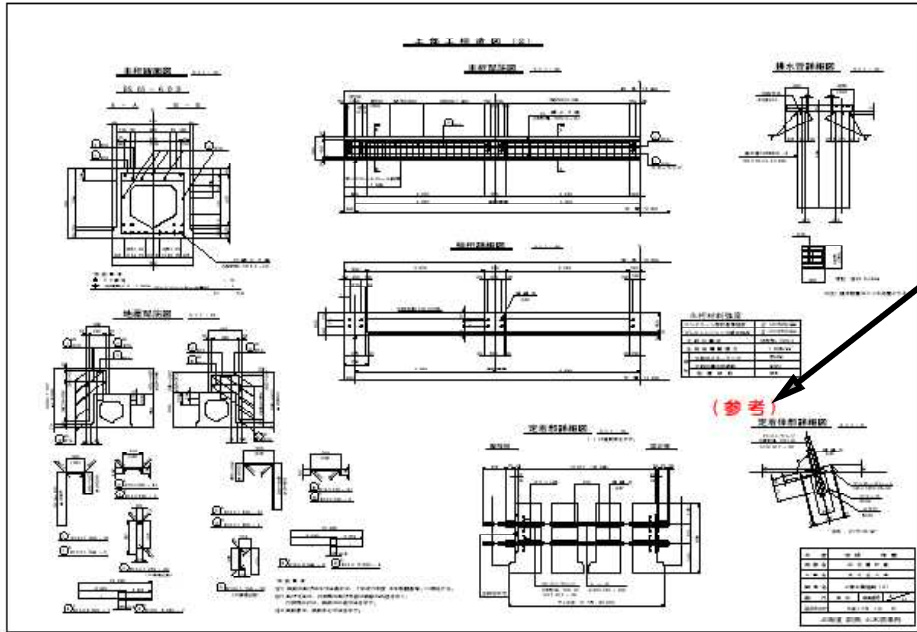
参考図は、発注者用、工事監督員用の2部を紙ベースで作成する。
なお、入札参加者閲覧用及び受注者用として、紙ベースと同様のものを電子データ（PDF）で作成する。

エ 参考図の明示例

- (ア) 図面全体が参考図である場合



(イ) 図面の一部が参考図である場合



タイトル付近に
(参考)
と朱書きする

(4) 設計計算書

設計計算書は、設計図の基となる設計計算条件及び結果を記載するもので、その記載内容及び取扱いは、次のとおりとする。

ア 作成要領

設計計算書には、計算過程の電算打出し表や他工法との比較計算表は添付しない。

イ 取扱い

記載内容に変更が生じた場合は、設計変更の対象とする。

ウ 作成部数

設計計算書は、発注者用、工事監督員用の2部を紙ベースで作成する。

なお、入札参加者閲覧用及び受注者用として、紙ベースと同様のものを電子データ（PDF）で作成する。

(5) 数量算出書

数量集計表及び数量算出書の記載内容及び編さんは、次のとおりとする。

ア 数量集計表

数量集計表は、工事数量総括表に用いる数量の根拠となる資料である。

(7) 工事目的物を工事の施工手順ごとに記載し、契約数量とならない仮設工や共通仮設費の積上げ部分等の数量についても取りまとめを行う。

(イ) 数量の集計は、「土木工事数量算出要領」及び「漁港関係工事数量算出要領」等による。

イ 数量算出書

数量算出書は、数量集計表の算出の根拠となる資料である。

なお、数量の算出は、「土木工事数量算出要領」及び「漁港関係工事数量算出要領」等による。

ウ 取扱い

記載内容に変更が生じた場合は、設計変更の対象とする。

エ 作成部数

数量算出書は、発注者用、工事監督員用の2部を紙ベースで作成する。

なお、入札参加者閲覧用及び受注者用として、紙ベースと同様のものを電子データ（PDF）で作成する。

(位置図様式)

工事名

施工箇所

範囲

起 点

北緯

東経

終 点

北緯

東経

位置図の様式については施工範囲の範囲を参照してください。

※施工範囲の範囲については施工範囲の範囲を参照してください。

範囲は上が北です

<凡例>
 位置図

施工箇所

施工箇所

施工箇所

・起点を示せる工事
(矢印の先が起点)

・起点を示せない工事
(区域を囲う)

建設副産物の仮置場所

建設副産物の仮置場所

残土処理場所・仮置場所

△○○埋戻所

土取埋戻所・養生土袋埋戻所

△○○埋戻所

その他指定する箇所(仮設ヤド等)

□○○埋戻所

輸送起点等

○○起点

表示情報 (表示している情報は■)

□ 施工箇所・施工範囲

□ 建設副産物の仮置場所

□ 残土処理場

□ 仮置場所

□ 土取埋戻所

□ 養生土袋埋戻所

□ 輸送起点箇所

□ その他

様式

①位置図を貼り付け、凡例に示したオートシェイプをコピーして該橋げ等を行ってください。位置図の幅尺については工事範囲、周辺状況等を考慮の上、適宜
 設定すること。
 ②位置図は、国土交通省地図等から入手してください。
 (参考URL: <http://www.gsi.go.jp/>)
 位置図は、国土交通省地図等から入手する場合、左下に表示されている「尺度」が消えないよう注意すること。
 また、出典元を明らかにするため、必ず「地図の出典元: 国土交通省」と記載すること。(新様式はフッターに記載しています。)
 なお、国土交通省の地図情報データについては、国土交通省が著作権を有している。
 ③施工範囲の住所は、用地図や平面図から起点を隣接の住所を代表住所として記載する。
 ④施工起点・終点の緯度経度については世界測地系で表示することとし、用地図、平面図から読み取りするか、地理院地図を利用した情報測定の結果を記載する。
 なお、施工範囲等の地名を表示する場合は、起点のみ緯度経度を入力する。
 ⑤位置図には施工箇所及びその他指定する箇所(積土埋戻所等)を記入する。
 ⑥表示する情報については表示情報欄の口を■に修正して表示情報を明示する。
 ⑦施工範囲・施工範囲で1様式として作成する。また、その他の箇所は同一様式に兼任してもかまわない。
 ⑧施工範囲については、起点側に矢印を付ける。

備考

地図の出典元：国土交通省

- ※1 位置図様式は積算システムポータルサイトよりダウンロードすることができる。
- 2 作成方法は、位置図作成マニュアルにより作成すること。

3-2 当初参考資料

(1)-1 予定価格算出用設計書（暫定版）

予定価格算出用設計書（暫定版）の記載内容及び編さんは、次のとおりとする。

ア 表紙

(7) 施工年度、工事名及び所属名を記載する。

(4) 設計書の審査欄には、所属長（出張所長、事業課長等）、事業を所管する課長（道路課長、治水課長、維持管理課長等）、入札契約課長及び事業所管室長（事業室長、用地管理室長）の決済権者が押印することを原則とする。

イ 積算情報

積算情報は、積算に用いる基本的な条件を一覧にする。

設計書番号、設計者名、事務所名、適用単価、積算基準日、入札日（開札日）、積算（再計算）処理日、適用単価地区（ゾーン番号）、適用工種、積算時想定工事期間、工期の設定を記載する。

ウ 工事概要一覧表

工事概要一覧表は、当該工事の主な概要を一覧にする。

工事規模（工事延長、幅員等）や主な工事目的物の概要（形式、延長、量等）を記載する。

エ 諸経費情報

諸経費情報は、共通仮設費、現場環境改善費、現場管理費、中止期間中の現場維持費、一般管理費等の情報について記載する。

(7) 共通仮設費の情報には、主たる工種、施工地域補正の区分、除雪工事補正の有無、対象支給品費の額、無償貸与機械等評価額について記載する。

(4) 現場環境改善費情報には、計上の有無、市街地補正の区分を記載する。

(9) 現場管理費情報には、施工地域補正の区分、施工時期補正の区分・冬期日数・工期日数、緊急工事補正区分、砂防・地滑り工事補正の区分、対象支給品費、無償貸与機械等評価額を記載する。

(5) 中止期間中の現場維持費情報には、計上の有無、施工地域補正の区分、中止時点の純工事費額、積み上げ費用の額、一時中止日数、中止期間最終日の基準年月を記載する。

(6) 一般管理費等情報には、財団法人等の補正有無、前払い金割合による補正区分、契約保証に係る補正区分を記載する。

オ 工事費総括表

工事費総括表は、工事費の各費目ごとの金額を示しており、経費の配分に使用する。

災害関係設計書の工事雑費、応急工事費を記載する。

カ 合併設計書一覧

合併設計書一覧は、複数設計書を合冊又は追加発注する場合、諸経費を調整する各設計書名と工事価格を一覧にする。

キ 設計内訳書

設計内訳書は、その設計書の工事費を算出する。

なお、金額の端数処理方法や数量の計上方法については積算要領や数量算出要領を参照のこと。

(7) 細別には、名称、規格、単位、数量、単価、金額及び適用（単価表番号や概数）を記載する。

(4) 種別には、含まれる細別の合計額、工種には、含まれる種別をそれぞれ1式として金額を記載する。

(9) 直接工事費、共通仮設費、共通仮設費（率計上）、純工事費、現場管理費、工事原価、一般管理費等、工事原価、消費税相当額及び工事費計についてそれぞれ1式として金額を記載する。

ク 各種諸経費

各種諸経費は、工場管理費、共通仮設費、現場管理費、一般管理費等に分けて作成する。

また、処分費等指定行一覧についても作成する。

(7) 工場管理費には、間接労務費対象額、間接労務費率、間接労務費計上額、工場管理費 工場純工事費、非対象額計、工場管理費対象額、工場管理費率、工場管理費計上額を記載する。

(4) 共通仮設費には、主たる工種、対象工事費、直接工事費、準備費（処分費）、事業損失防止施設費、対象工事費に含まれる処分費、対象額支給品、無償貸付機械評価額、共通仮設費対象額、処分費等を除く共通仮設費対象額、共通仮設費（率分）率（補正前）、施工地域等補正、共通仮設費（率分）率（補正後）、調整工事計上額、現場環境改善費対象工事費、現場環境改善費対象額（P i）、現場環境改善費率（補正前）、現場環境改善費率（補正後）、共通仮設費（積上分）、運搬費、準備費・仮設費、安全費、役務費、技術管理費、営繕費、現場環境改善費、共通仮設費計等を記載する。

(9) 現場管理費には、主たる工種、純工事費、直接工事費、共通仮設費、非対象額計、対象額支給品、無償貸付機械評価額、現場管理費対象純工事費、処分費等を除く現場管理費対象純工事費、率（補正前）、施

工地域等補正、施工時期補正の区分、緊急工事補正、砂防・地すべり補正、率（補正後）、計上額、調整工事計上額等を記載する。

- (エ) 一般管理費率等には、工事原価、純工事費、現場管理費、中止期間中現場維持費、工場製作原価、非対象額計、一般管理費等対象工事原価、処分費等を除く一般管理費等対象工事原価、率（補正前）、前払金支出割合による補正係数、財団法人等による補正係数、契約保証に係る一般管理費等対象工事原価、契約保証に係る補正值、一般管理費等率（補正後）、計上額、調整工事計上額等を記載する。

ケ 内訳書

内訳書は、設計内訳書の細別（レベル4）に対する単位当たり金額を算出する。

コ 単価表

1次単価表は、細別に対する単位当たり金額を算出する。

2次単価表以下はその上位単価表に対する単位当たり金額を算出するが、参考資料として作成する。

単価表には、名称、規格／条件、単位、数量、単価及び単価適用日、歩掛適用日、労務調整区分を記載する。

サ 登録単価

登録単価は、登録単価、個人用損料それぞれ作成する。

コード、名称、規格、単位、単価、登録年度、登録月及び備考について記載する。

- (7) 資材単価の策定は、「**工事中用資材設計単価策定要領**」による。

- (4) 道建設部策定単価、地方資材単価、刊行物単価、実勢価格調査単価及び、見積りに基づくものは、[道建設部策定単価]、[地方資材単価]、[刊行物単価]、「実勢価格調査単価」又は、「見積策定単価」と明記する。

シ 建設リサイクル法に関する解体工事費用調書

建設リサイクル法に関する解体工事費用調書は、特定建設資材を用いた工作物の解体工事に伴う分別解体及び積込に要する費用について、名称・規格毎の数量、単位、単価、金額（諸経費を含まない）を記載する。

ス 建設リサイクル法に関する再資源化等費用調書

建設リサイクル法に関する再資源化等費用調書は、特定建設資材廃棄物の再資源化等施設の受入 費及び運搬費に要する費用について、名称・規格毎の数量、単位、単価、金額（諸経費を含まない）を記載する。

セ 集計リスト

集計リストは、機械損料、賃料、労務、材料、市場単価、その他に分けて作成し、予定価格算出用設計書に計上した機械損料、賃料、労務、材料、市場単価、その他について、名称・規格毎の単位、設計数量、単位、金額及び摘要を記載する。

ソ 質量20t以上の建設機械一覧表

質量20t以上の建設機械一覧表は、予定価格算出用設計書に計上した質量20t以上の建設機械を機種・規格毎に記載する。

タ 作成部数

予定価格算出用設計書（暫定版）は、積算担当者が発注者用を紙ベースで1部作成する。

(1)-2 単価算定資料等

- ア 単価算定資料等は、実勢価格調査、刊行物、見積り等により単価を策定した場合の策定根拠を次のとおり編さんする。

- (7) 見積書による単価策定書

見積書による単価策定書の複写（様式-3のみ）を添付する。

- (4) 刊行物による単価策定書

刊行物による単価策定書及び、刊行物の表紙・該当頁の複写を添付する。

イ 作成部数

- (7) 単価算定資料等は、積算担当者が発注者用を紙ベースで1部作成する。

- (4) 単価算定資料等の工事監督員用は、予定価格算出用設計書の工事監督員用と併せて入札終了後に紙ベースで1部作成する。

ウ 単価算定資料等は別冊にし、策定根拠として予定価格算出用設計書に添えること。

また、再計算を行った場合は、予定価格算出用設計書（確定版）に別に綴り添え換えること。

(2) 予定価格算出用設計書（確定版）

予定価格算出用設計書（確定版）の記載内容及び編さんは、次のとおりとするほか、記載のないものについては、「(1)-1 予定価格算出用設計書（暫定版）」と同様とする。

ア 表紙

(7) 施工年度、工事名、再計算処理日、入札用積算済及び所属名を記載する。

(4) 予定価格算出用設計書（確定版）には、出力後に再計算処理者、出力者及び決裁権者が押印することを原則とする。

イ 作成部数

(7) 予定価格算出用設計書（確定版）は発注者用を紙ベースで1部作成する。

(4) 予定価格算出用設計書の工事監督員用は、入札終了後に紙ベースで1部作成する。

(3) 見積用参考資料

見積用参考資料の記載内容及び編さんは、次のとおりとする。

ア 表紙

審査欄及び押印は必要としない。

イ 積算情報

設計者名及び積算（再計算）処理日を空白にして作成する。

ウ 工事概要一覧

予定価格算出用設計書と同様な記載とする。

エ 諸経費情報

金額欄を空白にして作成する。

オ 合併設計書一覧

価格欄を空白にして作成する。

カ 設計内訳書

単価・金額欄、諸経費対象額及び、諸経費率を空白にして作成する。

キ 各種諸経費

金額、諸経費率を空白にして作成する。

ク 内訳書

単価・金額欄を空白にして作成する。

ケ 単価表

(ア) 単価・金額欄を空白にして作成する。

(イ) 道建設部策定単価、地方資材単価、刊行物単価、実勢価格調査単価及び見積もりに基づくものは、「道建設部策定単価」、「地方資材単価」、「刊行物単価」、「実勢価格調査単価」又は「見積策定単価」と明記する。

コ 登録単価、建設リサイクル法に関する解体工事費用調書、建設リサイクル法に関する再資源化等費用調書、集計リスト

単価・金額欄を空白にして作成する。

サ 作成部数

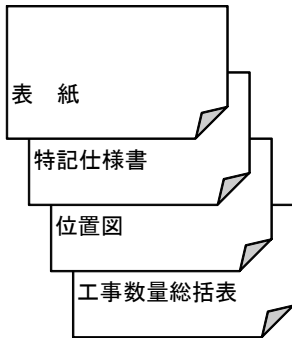
(7) 見積用参考資料は、入札参加者閲覧用及び受注者用として、紙ベースと同様のものを電子データ（PDF）で作成する。

(4) 入札までの期間における入札参加者等の質問対応用（出張所用等）として紙ベースで1部作成する。

3-3 編さん順序

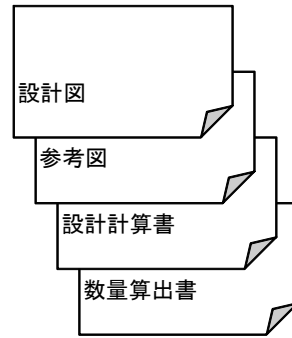
(1) 当初設計図書

【設計図書】



発注者用、工事監督員用、受注者用
(閲覧)

【図面】

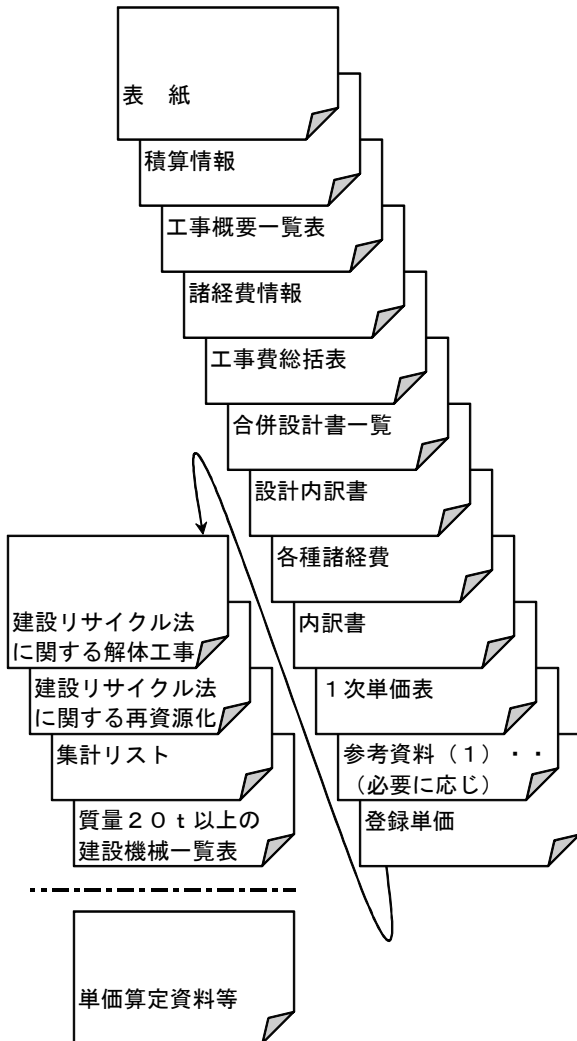


発注者用、工事監督員用、受注者用
(閲覧)

(2) 当初参考資料

【予定価格算出用設計書（暫定版）】

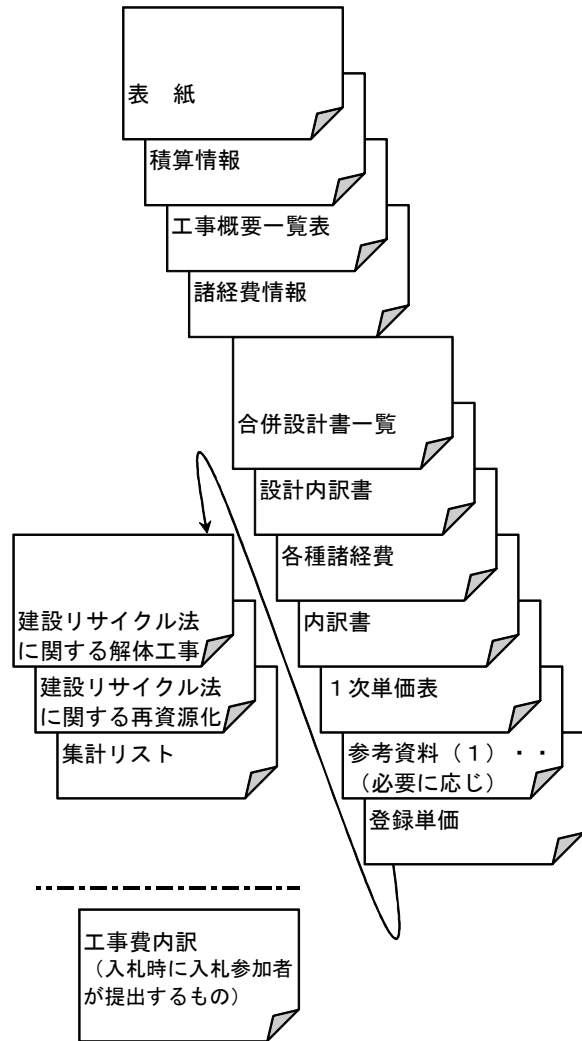
【予定価格算出用設計書（確定版）】



※単価算定資料等は別冊にする

発注者用、工事監督員用

【見積用参考資料】



受注者用 (閲覧)
質問対応用 (出張所用等)

3-4 数量数位

(1) 工事数量総括表・予定価格算出用設計書の数量数位

ア 工事数量総括表及び予定価格算出用設計書の設計内訳書において、数量欄に計上する数量は、「土木工事数量算出要領」に定める数位を標準とするが、定めのないものについては表1に定める数位を標準とする。

ただし、個数、m、kgで計上するものと材料費は単位限（小数点以下四捨五入）、またkm及びt単位で計上するものは小数点以下第1位（小数点以下第2位四捨五入）を標準とする。

表1 集計数量数位

数 量	数 位	摘 要
1,000 未 満	有効数字上位2桁	3桁以下切捨て
1,000 以 上	有効数字上位3桁	4桁以下切捨て

イ 個数で計上するものと材料費は、次のとおりとする。

(ア) 個数で計上するものとは、単位が個、枚、基、箇所、人、日、式等のものをいう。

(イ) 材料費とは、工場において原材料に加工を加え、一般に市販されている製品（ブロック、管類のコンクリート製品、鋼管・高欄等の鉄鋼製品、照明等の電気製品、生コンクリート、アスファルト合材等）をいい、切込砂利等の石材、張芝等の植生資材、足場・支保等の仮設材損料及び産業廃棄物処分費等も材料費として扱う。

ウ 予定価格算出用設計書の1次単価表等において、数量欄に計上する数量は、表2、表3に定める数位を標準とする。

エ 単位限に満たない場合は、有効数字上位1桁の数量を数位とする。（2桁以下四捨五入）

（例：0.25→0.3、0.0034→0.003）

オ 工事規模及び工事内容等により計上数位が不相当と判断される場合は、適正に数位を定めるものとする。

（例：無収縮モルタル等の単価が高いもの、維持補修工事等の小規模な工事）

表2 工種内訳書の数量の数位

名 称	種 類	単 位	数 位	摘 要
土 工 量	土 量	m ³	小数位以下1位止	2位四捨五入
法 面 積	面 積	m ²	小数位以下1位止	2位四捨五入
コンクリートブロック(石)積(張)面積	面 積	m ²	小数位以下1位止	2位四捨五入
コンクリート・アスファルト体積	体 積	m ³	小数位以下1位止	2位四捨五入
型 枠 面 積	面 積	m ²	小数位以下1位止	2位四捨五入
鉄 筋 質 量	質 量	kg	小数位以下1位止	2位四捨五入
足 場 ・ 支 保	面 積 体 積	掛m ² 空m ³	整 数 位 止 小数位以下1位止	1位四捨五入 2位 "
粗朶沈床等面積	面 積	m ²	小数位以下1位止	2位四捨五入
舗 装 面 積	面 積	m ²	小数位以下1位止	2位四捨五入
区 画 線	延 長	m	小数位以下1位止	2位四捨五入
トンネル断面積	断 面 積	m ²	小数位以下1位止	2位四捨五入
鋼 材 質 量	質 量	kg・t	小数位以下1位止	2位四捨五入
ボ ル ト 質 量	本 数 質 量	本 kg	整 数 位 止 小数位以下1位止	1位四捨五入 2位四捨五入
塗 装 面 積	面 積	m ²	小数位以下1位止	2位四捨五入

(注) 1 歩掛値等については、表3による。

2 数位に満たない場合は有効数字上位1桁（2桁以下四捨五入）の数量を数位とする。なお、表にないものは表2に準ずるものとする。

表3 単価算出調書の数量の数位

区 分 種 別	寸 法			単 位	数 位	摘 要
	長	幅	厚又は径 又は高さ			
延 長	[3位 (m)] 2位 (m)			m		
労 務 人 員				人	2 位	小数点以下3位四捨五入
木 材	2 位 (m)	1 位 (cm)	1 位 (cm)	本	1 位	小数点以下2位四捨五入
				m ³	3 位	小数点以下4位四捨五入
鋼 材	単位限 (mm)	単位限 (mm)	1 位 (mm)	t	1 位	小数点以下2位四捨五入
				kg		
金 物	2 位 (m)	単位限 (mm)	単位限 (mm)	kg	1 位	小数点以下2位四捨五入
砂利・砕石			単位限 (mm)	m ³	1 位	小数点以下2位四捨五入
砂・火山灰				m ³	1 位	小数点以下2位四捨五入
玉石・栗石			単位限 (mm)	m ³	1 位	小数点以下2位四捨五入
割 石			単位限 (mm)	m ³	1 位	小数点以下2位四捨五入
石 油 類				ℓ	有効数位2桁	有効数位3桁四捨五入
アスファルト類				t	3 位	小数点以下4位四捨五入
				kℓ		
石 粉				t	2 位	小数点以下3位四捨五入
セ メ ン ト				kg	単位限	小数点以下1位四捨五入
粗 朶 類	1 位 (m)		単位限 (cm)	束	1 位	小数点以下2位四捨五入
芝	単位限 (cm)	単位限 (cm)	単位限 (cm)	m ²	1 位	小数点以下2位四捨五入
種 子 類				kg	単位限	小数点以下1位四捨五入
塗 料				kg	1 位	小数点以下2位四捨五入
				ℓ		
塗 装 表 面				m ²	1 位	小数点以下2位四捨五入
火 薬 タ イ ナ マ イ ト				kg	2 位	小数点以下3位四捨五入
雷 管				個	1 位	小数点以下2位四捨五入
目 地 材				m ²	2 位	小数点以下3位四捨五入
止 水 板				m	1 位	小数点以下2位四捨五入
防砂シート				m ²	1 位	小数点以下2位四捨五入
混 和 材				ℓ	2 位	小数点以下3位四捨五入
				kg		
石 灰				t	2 位	小数点以下3位四捨五入
				kg	単位限	小数点以下1位四捨五入
肥 料 類				t	2 位	小数点以下3位四捨五入
				kg	単位限	小数点以下1位四捨五入
時間・日数 月				h・日 月	2 位	小数点以下3位四捨五入
台 数				台	1 位	小数点以下2位四捨五入
か ご 類				m・m ² 個	単位限	小数点以下1位四捨五入
電 力 量				KWH	有効数位2桁	有効数位3桁四捨五入

(注) 1 別途定まっている歩掛値等については、本基準によらなくて良い。

2 上表で石油類、電力量の有効数位2桁とは、時間当り単価表の場合であり、日当り単価表の場合は単位限とする。

3-5 留意事項

(1) 特記仕様書

ア 効率的な設計変更処理を行うためには、予定価格算出用設計書作成時に想定した現場条件等も設計図書で明示する必要がある。特に設計図・設計計算書では分かり得ない現場条件については、特記仕様書や工事数量総括表の摘要欄に明示しておくことが重要である。

イ 積算上想定した現場条件の代表例

(ア) 土工等、運搬が伴う場合の「土質区分」、「運搬距離」及び「搬出先・搬出元」

(ただし、最終処分場・中間処理場は「運搬距離」のみ)

(イ) コンクリート打設における「打設方法ごとの各条件」(ポンプ車打設の日打設量やクレーン打設のクレーン規格等)

(ロ) 構造物単位等の積算手法で大括りされた基礎材などの雑材料費計上の有無

(ハ) 基礎工関係における工法や杭打設長等の条件値

(ニ) 枠組足場計上時の手摺先行型枠組足場計上の有無

(ホ) コンクリートの取壊し方法

(ヘ) 標準機種以外を用いて積算した場合、その想定機種

ウ 積算上想定した現場条件として明示すべき事項の詳細については、各「**工事工種体系化の手引き**」を参照すること。

(2) 位置図

運搬距離の算定は、縮尺5万分の1地形図を用いるのが一般的であり、詳細の位置確定や想定ルートの通行止め等により、運搬距離の変更が生じる場合がある。こうした設計変更処理を行うためには、適切な位置図を作成するとともに、想定した運搬距離等の現場条件を工事数量総括表の摘要欄や特記仕様書で明示することで「設計図書の不一致」という扱いができることとなる。

(3) 工事数量総括表

ア 摘要欄に積算上想定した現場条件を明示した場合は、これに係る特記仕様書を省略することができる。

イ 規格(レベル5)欄には、必要事項を必ず明示する。

ウ 該当工種に必要な細別(レベル4)がない場合は、各「**工事工種体系化の手引き**」の他体系のツリーを参照し、適切な積算体系とする。

(4) 設計図

集水桝等の基礎材や法留基礎コンクリートの目地材等、工事工種体系化構成表において単価構成内容に含まれるもので、工事数量総括表の規格(レベル5)に明示されない材料等の位置や規格・寸法は、設計図で明示するとともに、必要に応じて特記仕様書を添付する。

(5) 設計計算書

委託成果品等の設計計算書全部を設計図書とする必要はなく、設計条件等が簡潔に分かる資料として良い。

(6) 積算基準日

予定価格算出用設計書作成時の積算基準日は入札日(開札日)とする。

4 変更設計図書等の作成

4-1 変更設計図書

(1) 変更設計図書

変更設計図書は、「3-1 当初設計図書」と同様に作成することとし、その記載内容及び編さんは、次のとおりとする。

ア 表紙

当初設計図書と同様に記載するほか、工事名の右上余白に「第〇回設計変更」と表示する。

イ 設計変更理由書

変更する理由及び内容を、明確かつ簡潔に記載する。

ウ 特記仕様書

(7) 現設計図書から記載内容に変更が生じる内容を加筆し添付する。

(4) 概数として扱った数量を当該設計変更時に確定処理する場合は、「概数として扱う数量一覧表」の摘要欄に「確定」と明示する。

(北海道土木工事設計積算電算システム出力例)

※ 設計変更の事例

概数として扱う数量一覧表

工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	前回数量	今回数量	数量増減	摘要
法面工						
植生工						未確定を示す
腐植酸種子散布		m2	1,340	1,340	0	概数
排水工						
斜面对策付属物設置工						
防止策工						
立入防止柵		m	78	78	0	
立入防止柵		m	78	78	0	78m当り数量
床掘り		m3	6.3	11.3	5.0	確定
						確定を示す
埋戻し		m3	1.8	2.8	1.0	確定
						確定を示す

細別を構成する内容

エ 位置図

現設計図書から記載内容に変更が生じる内容を加筆し添付する。

オ 工事数量総括表

- (ア) 前回数量、今回数量、数量増減を併記する。
- (イ) 摘要欄については、変更後の内容を記載する。
- (ウ) 規格（レベル5）が変更となった場合は、新たな細別（レベル4）を追加する。
- (エ) 工事内容の拡大の設計変更の場合、変更となる内容のすべてについて、新たな工種（レベル2）を追加する。
また、その補助表現として「[拡大変更]」と明示する。

カ 作成部数

変更設計図書は、発注者用及び工事監督員用の2部を紙ベースで作成する。

なお、受注者用として、受注者と工事監督員が打合せの上、電子データ又は紙ベースで1部作成する。

(2) 変更設計図・参考図

ア 変更設計図・参考図の記載内容及び編さんは、次のとおりとする。

- (ア) 現設計図から記載内容に変更が生じる場合、変更図面のみ添付する。
- (イ) 変更図面は、表題付近の余白に「第〇回設計変更」と朱書きする。
- (ウ) 変更図面は、前回は黄色、今回を赤色で着色する。
なお、重複する箇所については、黄色に赤色を重ねて着色する。
- (エ) 数量及び寸法等に変更が生じる場合は、前回数値（下段、黄色）と今回数値（上段、赤色）を2段書きとする。
- (オ) 一葉（枚）全部が追加となる場合は「全増」、一葉（枚）全部が廃止となる場合は「全廃」と表題付近の余白に朱書きする。

イ 作成部数

変更設計図・参考図は、発注者用及び工事監督員用の2部を紙ベースで作成する。

なお、受注者用として、受注者と工事監督員が打合せの上、電子データ又は紙ベースで1部作成する。

(3) 変更設計計算書

ア 現設計計算書から記載内容に変更が生じる場合に添付する。

イ 作成部数

変更設計計算書は、発注者用及び工事監督員用の2部を紙ベースで作成する。

なお、受注者用として、受注者と工事監督員が打合せの上、電子データ又は紙ベースで1部作成する。

(4) 変更数量算出書

変更数量集計表及び変更数量算出書の記載内容及び編さんは、次のとおりとする。

ア 変更数量集計表

- (ア) 前回の数量から記載内容が変更となる工種（レベル2）の数量集計表を添付する。
- (イ) 前回と今回の数量が比較できるように記載する。

イ 変更数量算出表

- (ア) 前回の数量から記載内容が変更となる数量算出書のみ添付する。
- (イ) 前回と今回の数量が比較できるように記載する。

ウ 作成部数

変更数量算出書は、発注者用及び工事監督員用の2部を紙ベースで作成する。

なお、受注者用として、受注者と工事監督員が打合せの上、電子データ又は紙ベースで1部作成する。

4-2 変更参考資料

(1) 変更予定価格算出用設計書

変更予定価格算出用設計書の記載内容及び編さんは、次のとおりとする。

ア 表紙

現設計書と同様に記載するほか、工事名の右上余白に「第〇回設計変更」と表示する。

イ 積算情報

現設計書と同様に記載するほか、追加となった工種等の適用年月日を記載する。

ウ 工事概要一覧

前回と今回の工事概要を併記する。

エ 新請負金額算出表

変更後の請負代金額を算出する。

新請負工事価格の算出方法及び、桁数処理は次のとおりとする。

(ア) 算出方法

新請負工事価格 = (新工事価格 × 現請負工事価格) / 現工事価格

(イ) 500千円以上の工事価格で、現請負工事価格が万円単位以上の場合の新請負工事価格は、万円止め（万円未満切捨て）とし、消費税等相当額は円止め（円未満切捨て）とする。

(ロ) 500千円未満の工事価格で、現請負工事価格が千円単位以上の場合の新請負工事価格は、千円止め（千円未満切捨て）とし、消費税等相当額は円止め（円未満切捨て）とする。

(ハ) 500千円以上の工事価格で、現請負工事価格が万円単位未満の場合及び、500千円未満の工事価格で、現請負工事価格が千円単位未満の場合の新請負工事価格は、現請負工事価格の有効桁数と同桁止め（有効桁数以下切捨て）とし、消費税等相当額は円止め（円未満切捨て）とする。

オ 諸経費情報

カ 工事費総括表

前回（上段）と今回（下段）を2段書きとする。

キ 合併設計書一覧

前回（上段）と今回（下段）を2段書きとする。

ク 設計内訳書

(ア) 数量及び金額欄は、前回（上段）と今回（下段）を2段書きとする。

ケ 各種諸経費

コ 内訳書

前回（上段）と今回（下段）を2段書きとし、前回の設計書から記載内容が変更・追加となる内訳書のみ添付する。

サ 単価表

前回（上段）と今回（下段）を2段書きとし、前回の設計書から記載内容が変更・追加となる単価表のみ添付する。

シ 登録単価、建設リサイクル法に関する解体工事費用調書、建設リサイクル法に関する再資源化等費用調書、集計リスト

ス 作成部数

変更予定価格算出用設計書は、発注者用及び工事監督員用の2部を紙ベースで作成する。

(2) 変更見積用参考資料

変更見積用参考資料の作成は必ずしも必要としないが、受注者からの希望がある場合には作成することとし、その記載内容及び編さんは、次のとおりとする。

ア 表紙

現設計書と同様に記載するほか、工事名の右上余白に「第〇回設計変更」と表示する。

なお、審査欄及び押印は必要としない。

イ 積算情報

現設計書と同様に記載するほか、追加となった工種等の適用年月日を記載し、設計者名及び積算（再計算）処理日を空白にして作成する。

ウ 工事概要一覧

変更予定価格算出用設計書と同様な記載とする。

エ 新請負金額算出表

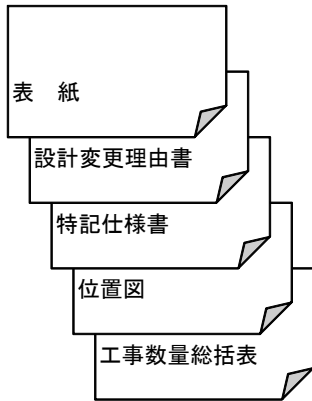
金額欄を空白にして作成する。

- オ 諸経費情報
金額欄を空白にして作成する。
- カ 合併設計書一覧
価格欄を空白にして作成する。
- キ 設計内訳書
単価・金額欄、諸経費対象額及び、諸経費率を空白にして作成する。
- ク 各種諸経費
金額、諸経費率を空白にして作成する。
- ケ 内訳書、単価表
単価・金額欄を空白にして作成する。
- コ 登録単価、建設リサイクル法に関する解体工事費用調書、建設リサイクル法に関する再資源化等費用調書、
集計リスト
単価・金額欄を空白にして作成する。
- サ 作成部数
変更見積用参考資料は、受注者と工事監督員が打合せの上、電子データ又は紙ベースで1部作成する。

4-3 編さん順序

(1) 変更設計図書

【変更設計図書】



発注者用、工事監督員用、受注者用

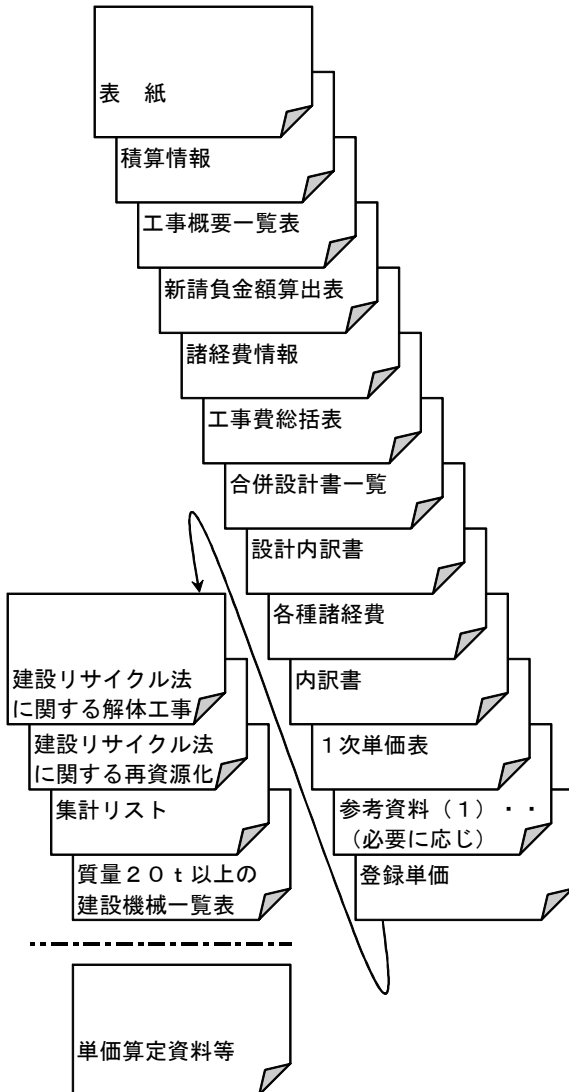
【変更図面】



発注者用、工事監督員用、受注者用

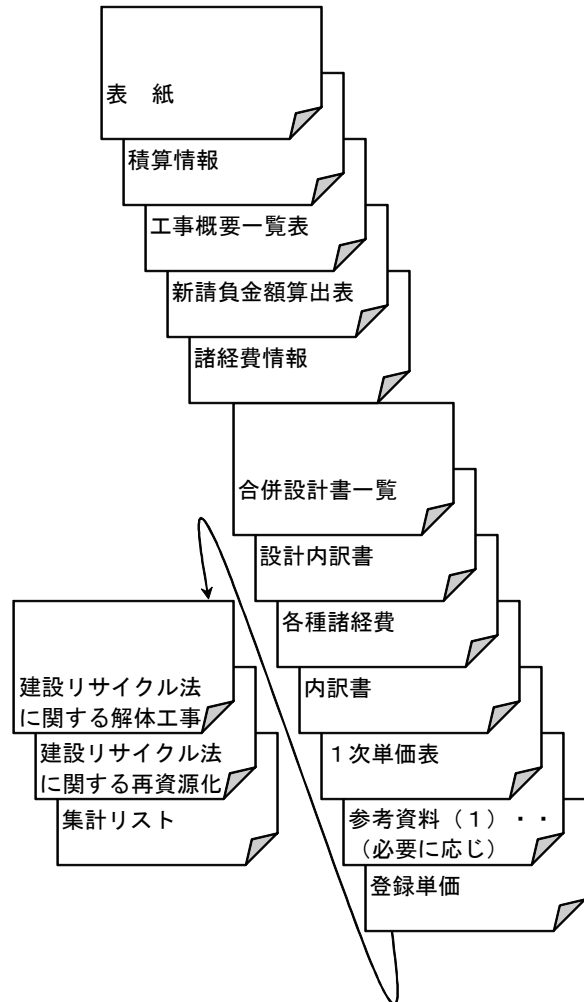
(2) 変更参考資料

【変更予定価格算出用設計書】



発注者用、工事監督員用

【変更見積用参考資料】



受注者用

4-4 積算上の留意点

- (1) 共通仮設費、現場管理費の算出における「工種区分」の取扱いについて
設計変更により金額が増減し、主たる工種区分に変更が生じる場合でも、当初設計の工種区分とする。
なお、工種区分については、「土木工事積算要領」、「下水道工事積算要領」及び「漁港関係工事積算基準」による。
- (2) 共通仮設費、現場管理費の補正の取扱いについて
 - ア 施工時期・工事期間による補正率（現場管理費率の補正）
 - (7) 契約工期の延伸短縮等により当初計上した補正率に増減が生じる場合は、設計変更の対象とする。（同時に契約工期の変更が伴う場合）
 - (4) 当初の積算において補正を行っていなかったが、契約工期の延伸により補正率に増減が生じる場合は、設計変更の対象とする。（同時に契約工期の変更が伴う場合）
 - (9) 契約工期の変更を行わない場合は、当初設計の補正率による。
 - イ 施工地域による補正率（共通仮設費率、現場管理費率の補正）
工事区間の延伸短縮により施工地域区分の補正率に変更が生じる場合は、設計変更の対象とする。
- (3) 現場環境改善費の取扱いについて
 - ア 率で計上するもの
 - (7) 現場環境改善の内容（受注者が選択した項目及び受注者が増やした項目数量）に伴う設計変更は行わない。
 - (4) 対象金額（ P_i ）の変動に伴う現場環境改善費率 i の変更は行わない。
 - イ 積上げ計上するもの
条件明示（積上げ計上分 $[\alpha]$ ）がなされているもので、明示内容に変更が生じる場合は設計変更の対象とする。
- (4) 冬期屋外工事の労務歩掛補正の取扱いについて
 - ア 工期の延伸短縮が生じる場合でも当初設計の補正率による。
 - イ 工事一時中止や延伸による繰越し等により、契約工期が3月31日を超える場合、3月31日を超える作業分は歩掛補正の対象としない。
 - ウ 工事一時中止や延伸による繰越し等により、全体工期が歩掛の補正対象外となる場合は、設計変更の対象とする。
 - エ 10月1日以降に拡大設計変更を行う場合、上申日を工期始と読み替えて、拡大工事の労務歩掛補正の対象とする。
- (5) 契約保証費の取扱いについて
契約保証費は、対象金額の増減による変更は行わない。

(6) 積算歩掛、単価及び諸経費

変更予定価格算出用設計書の積算に伴う「歩掛」、「材料・労務・機械等の単価」及び「諸経費」の取扱いについては、原則として次表のとおりとする。

設計変更の種類		積算歩掛	積算単価	諸経費
概数確定による設計変更		既契約時点の歩掛	既契約時点の単価	既契約時点 の工種区分
通常の 設計変更	取り合い等による設計変更			
	工事増量となる設計変更	変更通知時点の歩掛	変更通知時点の単価	
拡大設計変更				

(注) 1 「概数確定による設計変更」

概数として扱った数量を確定し、それを設計変更する場合をいう。

2 「通常の設計変更」

契約書第17条及び第18条（拡大設計変更を除く）による設計変更で、「土木工事工種体系化の手引き」により次のとおり分類する。

(1) 「取り合い等による設計変更」

仮設工及び共通仮設費については既存の種別（レベル3）内、それ以外は既存の工種（レベル2）内で変更となるもの

(2) 「工事増量となる設計変更」

仮設工及び共通仮設費については新たな種別（レベル3）、それ以外は新たな工種（レベル2）が追加となるもの

ただし、同一名称の種別（レベル3）若しくは細別（レベル4）がある場合は、「既契約時点の歩掛・単価」を適用

3 「拡大設計変更」

事業促進のために工事内容を拡大する設計変更をいう。

4 「変更通知時点」

変更設計図書の上申日をいう。

ただし、軽微な設計変更については、それぞれの軽微な設計変更を上申した日をいう。

5 設計変更の契約条項の説明

5-1 設計図書と工事現場の状態との不一致、条件の変更等（契約書第17条）

本条は、設計図書と工事現場の状態とが異なる場合、設計図書の表示が不明確な場合、設計図書に示された施工条件が実際と一致しない場合、工事の施工条件について予期し得ない特別の状態が生じた場合等における受注者の通知義務と発注者及び受注者のとるべき措置について規定したものである。

条件変更の理由	解 説	適用条項
(1) 図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が一致しないこと。 (これらの優先順位が定められている場合を除く。)	設計図書（共通仕様書、特記仕様書、位置図、設計図、工事数量総括表、設計計算書、参考図、数量算出書、質問回答書）間に相違がある場合のことである。	第17条 第1項第1号
(2) 設計図書に誤り又は脱漏があること。	設計図書に誤り又は脱漏があることとは、受注者として設計図書に誤りがあると思われる場合、又は、設計図書に表示すべきことが表示されていない場合のことである。	第17条 第1項第2号
(3) 設計図書の表示が明確でないこと。	設計図書の表示が明確でないこととは、表示が不十分、不正確、不明確で実際の工事の施工に当たってどのように施工してよいか判断がつかない場合等のことである。	第17条 第1項第3号
(4) 工事現場の形状、地質、わき水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場とが一致しないこと。	設計図書で示された自然的な施工条件とは、例えば、掘削する地山の高さ、埋立てるべき水面の深さ等の地表面の凹凸等の形状、地質、わき水の有無又は量、地下水の水位などがあげられ、人為的な施工条件としては、地下埋設物、地下工作物、土取場、土捨場、通行道路、工事に関係する法令等があげられる。	第17条 第1項第4号
(5) 設計図書に明示されていない施工条件について予期することのできない特別の状態が生じたこと。	自然的な施工条件としては、工事現場の周囲の状況からして特に予想し得なかったもの、たとえば一部に軟弱な地盤があるとか転石があるとかなどが考えられ、特殊な場合としては、酸欠又は有毒ガスの噴出等がある。 人為的な施工条件としては、予想し得なかった騒音規制・交通規制等のほか、埋蔵文化財の発見や住民運動、環境運動、テロリスト等による実力行使を伴う事業の妨害等があげられる。	第17条 第1項第5号

5-2 設計図書の変更（契約書第18条）

本条は第17条「設計図書と工事現場の状態との不一致、条件の変更等」における施工条件の変更等とは異なり、発注者自らの意思で設計図書を変更できることを規定したものである。

設計図書の変更理由	解 説	適用条項
(1) 計画、工法、仮設工等の変更	発注者自らの意思により設計図書を変更させる場合である。	第18条
(2) 拡大設計変更	現工事と分離施工することが困難又は不利な工事のうち、変更見込額が当初契約額の3割以下*の増額の場合である。	第18条

※なお、変更見込額が当初契約額の3割以下とすることにより難い特段の事由が生じた場合の取扱いについては、別途定めることが出来る。

5-3 工事の中止（契約書第19条）

受注者の帰責事由によらずに工事の施工ができないと認められる場合には、受注者が工事を施工する意思を持っていても工事を施工することができず、事実上、工事を中止せざるを得ない。このような場合には、発注者が工事の中止を受注者に命じなければならないという義務規定であり、工期又は請負代金の変更等が適正に行われることを確保しようとしているものである。

中止の理由	解 説	適用条項
(1) 工事用地等の確保ができない、又は天候その他不可抗力による中止	発注者の義務である工事用地等の確保（第15条）が行われないために施工できない場合、設計図書と実際の施工条件の不一致又は設計図書の不備（第17条）が発見されたため施工を続けることが不可能と認められる場合、埋蔵文化財の発掘又は調査、反対運動等の妨害活動、妨害活動を行う者による工事現場の占拠や著しい威嚇行為、工事現場の地形等の変動などの理由で、工事を施工できないと客観的に認められ、工事の全部又は一部の施工を中止しなければならない場合である。	第19条第1項
(2) 前項の規定のほか、必要がある場合における中止	前項の規定による中止以外で、発注者の意思で工事の全部又は一部を中止する場合である。例としては、第18条に基づく設計変更をしようとしている場合において、工事を続行させると設計変更時の工事の手戻りが大きくなると発注者が判断する場合等である。	第19条第2項

5-4 請負代金額の変更に代える設計図書の変更（契約書第29条）

本条は、請負代金額を増額すべき場合又は費用を負担すべき場合において、予算制度上や予算運営上等の理由がある場合には、請負代金額の増額又は負担額の全部又は一部に代えて設計図書を変更できることを規定したものである。

6 設計変更の種類

6-1 設計変更の定義

設計変更とは、原則として設計図書に記載されている工事目的物の内容（形状、寸法、材質、規格、数量）及び施工条件等に変更が生じる場合、契約図書の規定に従い、設計図書の一部を変更することをいう。

6-2 概数の確定による設計変更

工事の発注に際して当初設計の工事数量の全部又は一部を概数で積算し、契約締結後に、概数公示した工事数量の確定を行う設計変更をいう。

6-3 工事内容の拡大に伴う設計変更

現工事と分離施工することが困難又は不利な工事のうち、変更額が当初契約額の3割以下の増額の場合に、早期に事業効果を発現する観点から、工事内容の追加を行う設計変更をいう。

（平成28年11月18日付け 建管第1467号）

6-4 軽微な設計変更

建設工事事務の簡素合理化を図り、もって事業の適期、効率的執行を確保するために定められた「建設工事の軽微な設計変更に伴う事務処理要領」に基づく設計変更をいう。

軽微な設計変更の適用範囲

軽微な設計変更	新工種が生じない場合	新工種が生じる場合
増減見込額の累計	現請負代金額の30%以内で、かつ、1,500万円未満	左記、かつ、当該新工種に係る請負代金相当見込額の累計が750万円未満

- (注) 1 増減見込額の累計が上記に該当する場合であっても、工期を変更する必要がある場合は、「軽微な設計変更」は適用できない。
- 2 増減見込額の累計とは、「軽微な設計変更」上申ごとの増減額の絶対値の累計（プラス、マイナスに関係なく加算して得た額）であり、増減額の相殺額ではないことに留意すること。
- 例) 1回目の軽微変更で1,000万円の増額見込み、2回目の軽微変更で600万円の減額見込みの場合の増減見込額の累計は+400万円ではなく1,600万円となり、この場合、2回目の上申時は軽微な設計変更を適用できないため、この段階で軽微総括と通常の設計変更（第〇回設計変更）により請負代金額を変更しなければならない。
- 3 「軽微な設計変更」における新工種とは、仮設工及び共通仮設費については新たな種別（レベル3）、それ以外は新たな工種（レベル2）が追加となる場合である。

6-5 設計変更の区分別の変更内容

種類 内容	概数の確定による 設計変更	拡大設計変更	軽微な設計変更	通常の設計変更
金額制限の規定	なし	あり 変更額が当初契約額 の3割以下*	あり 増減見込額の累計が 現請負代金額の30% 以内で、かつ、1,50 0万円未満（新工種 は750万円未満）	なし
変更部分の工事着手	工事施工協議簿によ る確認後	設計変更を通知し請 負人の承諾後	軽微な設計変更の通 知後	設計変更を通知し請 負人の承諾後
工期の変更	できる	できる	できない	できる
設計変更の時期	概数の全部又は 一部が確定した時点	変更部分の工事着手 前	軽微の範囲を超える 時点又は工事完了前	変更部分の工事着手 前

(※平成28年11月18日付け 建管第1467号)

7 設計変更の取扱い

7-1 契約書第17条

(1) 契約書第17条第1項各号の分類

設計図書において、第1号から第5号間の明確な適用は困難であり、どの号に該当するかを定めても、その取扱いに差がないことから、次の2分類により、それぞれの扱いを定める。

ア 第1号から第3号 ～ 「設計図書間の不一致等」に関する条項

イ 第4号及び第5号 ～ 「設計図書と現場の状態との不一致等」に関する条項

(2) 分類ごとの取扱いについて

ア 「設計図書間の不一致等」について

共通仕様書において、各設計図書の優先順位を定めていないため、発注者が発見した不一致等や受注者が行う「設計図書の照査」により発見された不一致等については、どの設計図書を優先させることなく発注者が求める事項に変更する。

イ 「設計図書と現場の状態との不一致等」について

確認された不一致等について、設計図書を変更する必要がある場合は、これを変更する。

(3) 設計変更処理については、次のとおりとする。

ア 現場不符合等確認書（第33号様式）、現場不符合等確認報告書（第34号様式）について

設計図書を変更する必要がある場合は、現場不符合等確認書及び現場不符合等確認報告書により、支出負担行為担当者に報告するとともに、その設計変更処理を行う。

イ 変更予定価格算出用設計書について

工事数量総括表を変更する場合は、変更予定価格算出用設計書を作成し、その設計変更処理を行う。

ウ 受注者への通知について

設計図書を変更する場合は、請負代金額変更の有無にかかわらず受注者に通知することとし、設計変更協議を行う。

エ 変更時期について

不一致等を確認後、速やかに設計変更処理を行うこと。

7-2 契約書第18条

(1) 契約書第18条による設計変更については、次のとおりとする。

ア 設計変更事項

(ア) 土捨（取）場等の変更

(イ) 事業計画変更や関係機関等との協議結果による計画法線変更、工法変更及び仮設工変更等

(ロ) 工事内容の拡大の設計変更

イ 施工条件明示

当初設計図書の特記仕様書にて必要な施工条件を明示するとともに、受注者と適切な施工協議を行う必要がある。

(ア) 土捨（取）場等の位置

土捨（取）場等の所在地を位置図で示すとともに、名称等の必要事項を特記仕様書で明示する。

(イ) 計画・工法変更の可能性

事業計画や工法等が関係機関等と協議中であり、その変更の可能性が予測できる場合は、特記仕様書にて条件明示する。

7-3 工事内容の拡大の設計変更

(1) 工事内容の拡大による設計変更については、契約書第18条により行うこととなるが、その趣旨を踏まえ次のとおり適切に処理すること。

ア 適用の範囲

(7) 工事实施の必要性

継続事業等であり、拡大工事内容を施工することで、その事業効果の早期発現が望めるもの。

(4) 工事内容の限定

a 原契約と同一現場内の工事

例) 暫定盛土の増工、法面工の増工、橋脚の増工、砂防ダム嵩上増工、河道堀削の増工等

b 原契約の施工と分離施工が困難な工事

例) 工事延長の増、消波ブロック製作の増、橋梁製作の増、トンネル工事等

c 追加工事として他の業者と競争させると他の業者が著しく不利となり、競争入札の公平性を著しく損なう工事

例) 船使用の港関係工事、大型機械の使用工事、仮設構造物が伴う工事等

イ 手続き

拡大変更を安易に運用すると、様々な問題を生じたり、その財源の確保が後追いとなり事務が混乱する恐れがあるので、次の事項に十分留意のこと。

(7) 当初設計時において、事業執行上の不確定要素等から設計変更用財源として工事費を留保する場合は、事前に本部事業担当課と十分協議すること。

(4) 拡大変更を行う場合は、その設計変更を上申する前に、所定の様式により事前に支出負担行為担当者の承認を得ること。

(7) 上申の際には、拡大変更の承認の可否の判断材料とするため、上申書の「理由欄」には、予算執行が可能となった日(当該事業に係る他の工事費等が確定となった日、又は当該工事の不確定要素が解消された日等)も記載すること。

(7) 支出負担行為担当者は、拡大変更の上申に対する承認の可否について、所定の様式により回答すること。なお、承認しない場合はその理由も記載すること。

7-4 概数の確定による設計変更

概数の確定による設計変更については、次のとおりとする。

(1) 数量確定について

ア 概数に係る不確定要素について、現地でその全部又は一部の詳細が判明した時点で、工事施工協議簿により数量を確定する。

なお、「不確定要素の一部」とは、土砂と岩盤が混在する床堀において、現地測量結果により地盤高を確定した後に工事着手し、岩盤線確定後に再度数量確定協議を行うような場合をいう。

イ 工事監督員は、概数等に係る工事の施工に当たっては、受注者の作成した施工図等を速やかに十分照査・検討すること。

なお、協議結果は工事施工協議簿に明記し、受注者にその写し等で指示する。

ウ 結果的に工事数量に変更が生じなかった場合においても、支出負担行為担当者に報告する。

(2) 設計変更等について

ア 概数として扱った数量の全部又は一部が確定した時点で設計変更すること。ただし、概数の確定見込みが、結果的に工費・工期に著しい影響を与える場合は、速やかに当該工種を設計変更する。

イ 概数確定の設計変更は、他の設計変更と併せて行うことができる。

また、概数として扱った数量が他の設計変更理由により変更となる場合は、この理由により設計変更することができる。

ウ 概数に係る設計変更理由は「概数の確定による」のほか、簡単な理由を付記するものとする。

(3) 数量の確定処理について

確定した数量については、「概数として扱う数量一覧表」の摘要欄に「確定」と明示した上で、変更設計図書に特記仕様書として添付し、設計変更処理を行うこと。

また、結果的に数量に変更が生じなかった場合で、設計変更時に確定処理を行っていない数量については、所定の様式により、支出負担行為担当者へ報告するとともに、受注者に通知し、承諾書を徴すること。

7-5 軽微な設計変更

軽微な設計変更については、次のとおりとする。

(1) 契約書第17条

現場不符合等確認書（第33号様式）及び現場不符合等確認報告書（第34号様式）により支出負担行為担当者に報告し、次のいずれかにより設計変更すること。

ア 設計図書と現場の状態との不一致等

上申の際には、支出負担行為担当者が工事内容の変更の必要性を判断することができ、かつ、受注者がその施工を行うために必要となる資料を添付すること。

(ア) 特記仕様書

必要な事項を取りまとめ作成する。

(イ) 設計図・参考図・設計計算書

「変更設計図書」の内、必要箇所の部分的なカラーコピーなどとして良い。

(ウ) 工事数量総括表・数量算出書

省略して良い。

(2) 契約書第18条

ア 土捨（取）場等の変更及び関係機関等との協議結果による仮設工の変更など

上申の際には、支出負担行為担当者が工事内容の変更の必要性を判断することができ、かつ、受注者がその施工を行うために必要となる資料を添付すること。

イ 工事内容の拡大の設計変更

軽微な設計変更としては扱わずに、工事内容の拡大の設計変更として扱うこと。

(3) 概数の確定による設計変更

上申の際には、受注者が工事内容の変更を確認する資料として、「概数として扱う数量一覧表」を添付すること。

7-6 留意事項

(1) 契約書第17条による設計変更

ア 工事監督員は、現場代理人から契約書第17条第1項の規定による確認を請求されたとき、又は、自らその事実を発見したときは、現場不符合等確認書（第33号様式）を作成し、現場不符合等確認報告書（第34号様式）により支出負担行為担当者に報告すること。

なお、確認書の作成に当たっては、工事施工協議簿を活用することができる。

イ 請負代金額変更の有無にかかわらず、必ず設計変更処理を行うこと。

ウ 設計変更処理を行う際に、どの設計図書を変更したかを明確にするため、「4 変更設計図書等の作成」により適切に変更設計図書・参考資料を作成すること。

エ 予定価格算出用設計書は参考資料であり、「設計図書間の不一致等」の対象とはならないため、工事数量総括表を変更する必要がある場合は、予定価格算出用設計書を変更することはできない。

オ 「設計図書間の不一致等」の変更時期については、受注者が設計図書の照査を行うこととなっていることに留意し、施工前に速やかに変更すること。

カ 「設計図書間の不一致等」において、設計計算書の不一致が確認された場合など、その確認に時間を要する場合は、工事の一時中止を検討すること。

キ 「設計図書と現場の状態との不一致等」において、工法検討等により設計変更処理に時間を要する場合は、工事の一時中止を検討すること。

ク 必要に応じて「三者検討会」を活用すること。

(2) 契約書第18条による設計変更

工事工程等により、その変更が不可能となる場合が生じるため、工事施工協議簿により受注者と密な連絡調整を行うこと。

(3) 工事内容の拡大による設計変更

- ア 工事内容の拡大の設計変更の上申については、受注機会の確保等の観点から別途発注となった場合の入札事務の期間（約1ヶ月程度）を念頭におき、拡大変更が必要と判断された時点で速やかに行うこと。
- イ 設計変更の上申は、支出負担行為担当者の承認後であるため、工事内容の拡大の設計変更の上申の際の記載内容については、見込みであってかまわないのは当然であり、必要と判断された時点で速やかに工事内容の拡大の設計変更の上申を行うことが重要である。
- ウ 工事内容の拡大の設計変更の上申の際には、必要に応じて、拡大工事内容が適用の範囲であることが確認できる図面等の資料を添付すること。

(4) 概数の確定による設計変更

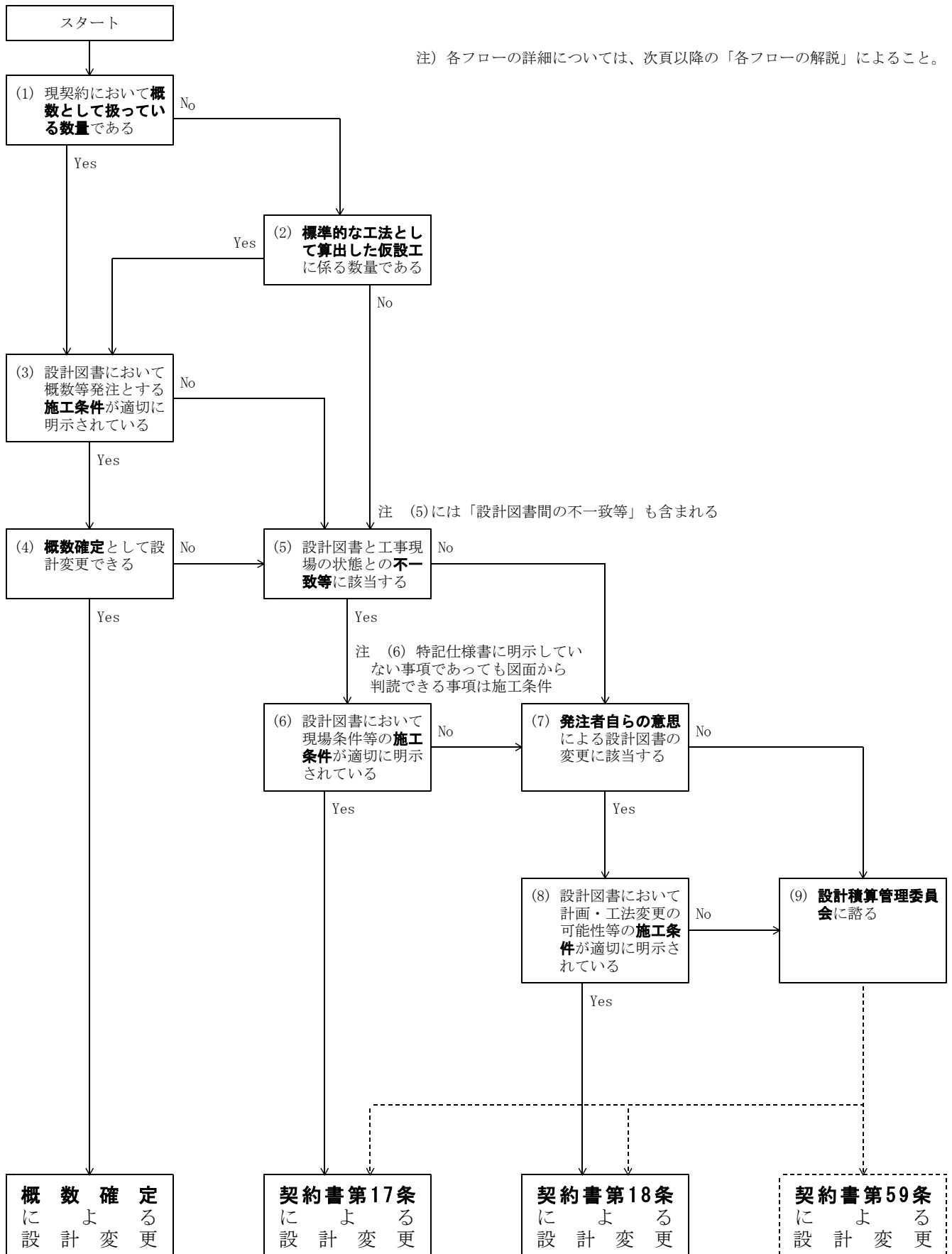
- ア 概数の確定による設計変更は、出来形数量へ確定する設計変更ではないことに留意すること。
- イ 結果的に工法の変更や構造物等の構造・規格等の変更が伴った場合は、通常の設計変更として処理すること。
 - (イ) 工事目的物の構造・規格・材質等が変更となった場合
 - a 構造物の構造・規格・材質の変更
 - b 土工等の勾配の変更 など
 - (ロ) 仮設工において取り合いの範ちゅうを逸脱した場合
 - a 仮締切工における自立矢板から二重矢板への変更
 - b 工事用道路工における敷砂利から敷鉄板への変更 など
- ウ 当初概数として扱っていない事項や概数の確定に伴う新工種は、概数として扱わない。
- エ 概数の確定に伴い、設計数量と連動する標準機種や市場単価等の変更が生じる場合は、概数の範ちゅうで扱うことができる。
- オ 工事数量は、契約数量、非契約数量にかかわらず、概数として扱うことができる。
- カ 標準的な工法として設計計上された仮設工において、取り合い等により追加となる細別（レベル4）については、軽微な内容となることから概数の範ちゅうで扱うことができる。
また、「仮設道路の幅員」や「仮締切の水位」などの指定要件については、特記仕様書にて適切に施工条件明示を行うとともに、この指定要件が変更となる場合は、通常の設計変更として処理すること。
- キ 各事業ごとの取扱いについては、「概数等発注要領の運用指針」によるほか、各課の運用によること。

(5) 契約書第17条・第18条・概数の確定による設計変更を軽微な設計変更により行う場合

- 「軽微な設計変更」の適用の可否は、上申時の増減見込額により判断することとなるため、見込額が軽微総括時に大幅にかい離しないよう、見込額の算定に当たっては精度の向上に努める必要がある。

8 設計変更のフロー図

8-1 設計変更の適用条項選択フロー図



【各フローの解説】

1 本フロー使用の際は、次の文書等を参照すること。

- (1) 建設工事の概数等発注事務取扱要領（以下この章において、「取扱要領」という。）（「15 関連通達集等」参照）
- (2) 概数等発注要領の運用指針（以下この章において、「運用指針」という。）（「15 関連通達集等」参照）
- (3) 土木工事積算要領（以下この章において、「積算要領」という。）（北海道建設部制定）
- (4) 土木工事工種体系化の手引き、下水道工事工種体系化の手引き、及び漁港関係工事工種体系化の手引き（以下この章において、「体系化の手引き」という。）（北海道建設部制定）
- (5) 土木工事数量算出要領、下水道工事数量算出要領及び漁港関係工事数量算出要領（以下この章において、「数量算出要領」という。）（北海道建設部制定）

2 各フローについては、以下により判断すること。

(1) 「現契約において**概数として扱っている数量**である」

ア 確認事項

「概数として扱う数量一覧表」に明示されていない事項（数量）は、概数として扱うことができない。

よって、現契約の特記仕様書における「概数として扱う数量一覧表」で明示されていることが、絶対条件となる。

イ 留意事項

「取扱要領」で施工条件の明示を次のように定めている。

第5 設計図書における施工条件の明示

1 概数の表示

概数として扱う項目・数量については、特記仕様書で明示する。

2 特記仕様書

概数等発注を行う場合は、次に掲げる事項を特記仕様書に必ず付記する。

- (1) 概数として扱う数量一覧表に示した数量は概数であり、必要に応じて設計変更するものとする。

なお、設計に対して過大な出来形数量に変更するものではないことに留意すること。

概数等発注に係る取扱いは、契約書の条項に明記されていないため、特記仕様書にて明示する必要がある。

なお、北海道土木工事設計積算電算システムにおいては、細別（レベル4）に対応する数量と細別を構成する内容（一次単価表等で作成する単価構成内容）に、「概数サイン」を立てることで概数として扱う項目・数量が「概数として扱う数量一覧表」として自動的に出力される。

ただし、歩掛上の諸数値は概数として扱わないこととしているので、施工単価作成時に条件値として入力する数値で変更が予想される場合は、その前提となっている現場条件を別途特記仕様書にて明示し、契約書第17条「設計図書と現場の状態との不一致等」として処理することとなる。

(2) 「標準的な工法として算出した仮設工に係る数量である」

ア 確認事項

標準的な工法として算出した仮設工に係る数量は、取り合い等によって必要となる項目についても概数として扱えることとしている。

よって、現契約の特記仕様書において「概数として扱う数量一覧表」で明示されている仮設工に関連する項目が、取り合い等で増えた場合は、概数として扱うことができる。

イ 留意事項

「取扱要領」で仮設工に係る施工条件の明示を次のように定めている。

第5 設計図書における施工条件の明示

2 特記仕様書

概数等発注を行う場合は、次に掲げる事項を特記仕様書に必ず付記する。

- (4) 概数として扱う数量一覧表で示した仮設工の工事数量は、標準的な工法により算出したものであるため、取り合い等によって新たに必要となる項目についても概数として扱うことがある。

取り合い等によって必要となる項目とは、おおむね次のとおりとなる。

(7) 仮締切工を鋼矢板締切とした場合、その鋼矢板規格や端部処理で必要となる土のう等

(4) 仮橋の延長を概数とした場合、その延長確定に伴う鋼材規格の変更等

ただし、次のような場合は概数として扱わないので、留意すること。

- a 鋼矢板仮締切の自立式から二重締切への変更
- b 工事用道路工を敷砂利のみとしている場合において、現地の地盤状況から必要となる盛土及び敷鉄板への変更
- c 水替工における排水量の変更及びポンプ据付箇所数
- d その他、主たる仮設工法が変更となる場合等

(3) 「設計図書において概数等発注とする**施工条件**が適切に明示されている」

ア 確認事項

「取扱要領」で定めている次の施工条件を特記仕様書で必ず明示していなければならない。

第5 設計図書における施工条件の明示

1 概数の表示

概数として扱う項目・数量については、特記仕様書で明示する。

2 特記仕様書

概数等発注を行う場合は、次に掲げる事項を特記仕様書に必ず付記する。

- (1) 概数として扱う数量一覧表に示した数量は概数であり、必要に応じて設計変更するものとする。

なお、設計に対して過大な出来形数量に変更するものではないことに留意すること。

- (2) この工事においては、設計変更図書の作成（設計変更図面の作成及び工事数量の算出）を請負人に行わせることがある。

- (3) 概数として扱っている事項の施工に当たっては、施工前に工事監督員と協議すること。

なお、数量の確認ができない場合を除き、施工前に数量を確定すること。

- (4) 概数として扱う数量一覧表で示した仮設工の工事数量は、標準的な工法により算出したものであるため、取り合い等によって新たに必要となる項目についても概数として扱うことがある。

イ 留意事項

「3 当初設計図書等の作成」で施工条件の明示を次のように定めている。

3-1 当初設計図書

(1) 設計図書（特記仕様書、位置図、工事数量総括表）

イ 特記仕様書

特記仕様書は、当該工事の特有な事項を定めたものであり、次のとおりとする。

(イ) 施工条件の明示事項

j その他

(1) 積算上想定した現場条件

3-5 留意事項

(3) 工事数量総括表

ア 摘要欄に積算上想定した現場条件を明示した場合は、これに係る特記仕様書を省略することができる。

イ 規格（レベル5）欄には、必要事項を必ず明示する。

概数として扱っている事項を明確にするためには、工事数量総括表の規格（レベル5）欄に必要事項を明示するとともに、積算上想定した現場条件を摘要欄等に明示する必要がある。この積算上想定した現場条件とは、積算基準において定められている歩掛の使い分けや補正值等で、単価策定の際の前提となっている条件値のことを指しており、他の設計図書では分かり得ないものや分かりづらいものを明示することとしている。数量確定の際には、こうした条件値が変動し単価が変更となることも予想されるため、工事数量総括表の摘要欄等に、こうした積算上の現場条件を明示する必要がある。

なお、市場単価における施工規模加算や土工における標準機種等については、設計数量から簡易に想定できることから、工事数量総括表の摘要欄等での明示を不要としている。

(4) 「概数確定として設計変更できる」

ア 確認事項

「運用指針」において、概数として扱うことが可能な数量を次のとおりとしている。

2 概数として扱うことが可能な工事数量について

(1) 大部分が概数によるもの

ア 標準断面図（定規図）において代表的な幅、長さ、法長、断面積等の数値を示し、これにより算出した工事数量をいう。

イ 取り合い等により軽微な変更が生じた場合とは、その工法に変更が生じない工種（ex. 土工、植生工etc.）や構造計算や安定解析計算に基づく構造物であっても、その構造に変更が生じない工種（ex. 法面工の吹付枠面積、防波堤の基礎捨石量etc.）及び施工後でなければ数量の把握が出来ない工種（ex. グラウト量、軟弱地盤における圧密沈下量etc.）の工事数量をいう。

(2) 主要部分以外が概数によるもの

ア 各工事目的物の主要部分のみを積算することによって、その工事目的物の全体量が把握できる工事数量（ex. 主要構造物の作業土工、柵や側溝などの単位当たり作業土工etc.）をいう。

イ 工事施工に当たって、指定仮設と任意仮設の如何にかかわらず、標準的な工法として設計計上された仮設工の工事数量をいう。

これは、概数として扱うことが可能な数量の分類を示したものであり、橋梁や擁壁などの構造計算を前提とした構造物の主要部分は、数量変更に伴って、その構造の検討が必要となるため、概数として扱うことができないとしている。

さらに、こうした基本的分類を踏まえて、各事業担当課から事業ごとに概数として扱うことが不適当な事例が例示されている。

よって、「概数として扱う数量一覧表」にて条件明示した事項であっても、これらに該当する場合は、概数確定による設計変更はできない。

イ 留意事項

「運用指針」において、その確定時の留意事項を次のとおりとしている。

5 留意事項

- (1) 結果的に工法の変更や構造物等の構造・規格等の変更が伴った場合は、通常の設計変更として処理すること。
- (2) 当初概数として扱っていない事項や概数の確定に伴う新工種は、概数として扱わない。
- (3) 概数の確定に伴い、設計数量と連動する標準機種や市場単価等の変更が生じる場合は、概数の範ちゅうで扱うことができる。
- (4) 工事数量は、契約数量、非契約数量にかかわらず、概数として扱うことができる。
- (5) 標準的な工法として設計計上された仮設工において、取り合い等により追加となる細別（レベル4）については、軽微な内容となることから概数の範ちゅうで扱うことができる。
また、「仮設道路の幅員」や「仮締切の水位」などの指定要件については、特記仕様書にて適切に施工条件明示を行うとともに、この指定要件が変更となる場合は、通常の設計変更として処理すること。

工法の変更や構造物等の構造・規格等の変更が伴った場合とは、次のとおりである。

- (ア) 工事数量総括表の規格（レベル5）が変更となり、新たな細別（レベル4）が追加となる場合
例）工事目的物の規格等の変更など
- (イ) 工事数量総括表の規格（レベル5）が変更とならなくても、その構造が変更となる場合
例）地盤改良工の置換における改良範囲の変更など
- (ウ) 工事数量総括表の規格（レベル5）に明示すべき事項がない場合
例）土工等における切（盛）土勾配、護岸工における根入れ長の変更（土砂から岩盤への変更等）、土工等で生じる残土の搬出先など
また、仮設工においては、「(3) 標準的な工法として算出した仮設工に係る数量である」により、その可否を判断すること。

(5) 「設計図書と工事現場の状態との不一致等に該当する」

設計図書と工事現場の状態との不一致に該当する場合は、次のような事項である。

ア 分類

不一致の分類としては、「7 設計変更の取扱い」で、次のように分類している。

- (ア) 設計図書間の不一致等
- (イ) 設計図書と現場の状態との不一致等

イ 適用

上記アで示した分類ごとの適用は、次のとおりである。

- (ア) 設計図書間の不一致等とは、次のような事項である。
 - a 「体系化の手引き」における階層で、細別（レベル4）の計上項目が設計図書間で異なる場合
例）コンクリート数量に係る鉄筋・型枠等
 - b 「体系化の手引き」における階層で、規格（レベル5）の表示が設計図書間で異なる場合
例）鉄筋径、トラフ規格、コンクリート種類など
 - c 「体系化の手引き」における階層で、細別（レベル4）及び規格（レベル5）について、質問回答書の内容が設計図書の内容と異なる場合
例）質問回答書で施工することとした細別（レベル4）の未計上及び規格（レベル5）の設計図書との不一致等
 - d 特記仕様書及び図面で示した資材等の規格・寸法が共通仕様書及び共通仕様書において定めている適用すべき諸基準に合致しない場合
例）鉄筋数量算出の基礎となるラップ長等
 - e 「体系化の手引き」における階層で、レベル5（規格）で定めるべき事項が、設計図書において定められていない場合等
- (イ) 設計図書と現場の状態との不一致等とは、次のような事項である。
 - a 設計図書で示した自然的又は人為的な施工条件が実際の工事現場と一致しない場合
例）自然的な施工条件・・・掘削する地盤の高さ、地質、わき水の有無、地下水の水位等
例）人為的な施工条件・・・地下埋設物、地下工作物、工事用道路、通行道路等
 - b 一部に軟弱な地盤がある場合や転石がある場合等

(6) 「設計図書において現場条件等の**施工条件**が適切に明示されている」

契約書第17条を適用するためには、次のような施工条件を適切に明示する必要がある。

ア 施工条件明示

図面（設計図、参考図、工事数量総括表、設計計算書及び数量算出書）で示すことができない積算上想定した現場条件（積算基準において定められている歩掛の使い分けや補正值等で、単価策定の際の前提となっている条件値）は、特記仕様書で施工条件として明示する必要がある。これは「体系化の手引き」において摘要欄に明示すべき事項としている。

例）土砂運搬時の単位体積質量・搬出先（搬入元）等

ここで留意すべき点は、特記仕様書において施工条件明示をしていない事項であっても、図面（設計図、参考図、工事数量総括表、設計計算書及び数量算出書）から判読できる事項は施工条件であり、また、社会通念上、一般的に考えられる事項も施工条件となる。

例）作業時間に関する施工条件が明示されていないということは、当該工事で夜間作業を想定していないということが施工条件

イ 留意事項

設計図書には数量算出書も含まれており、「数量算出要領」では、積算上想定する現場条件（積算基準において定められている歩掛の使い分けや補正值等で、単価策定の際の前提となっている条件値）ごとに数量を算出することとなっている。

(7) 「**発注者自らの意思**による設計図書の変更に該当する」

発注者自らの意思による設計図書の変更（契約書第18条）に該当する場合としては、「**7 設計変更の取扱い**」において、次のとおりとしている。

ア 土捨（取）場等の変更

イ 事業計画変更や関係機関等との協議結果による、計画法線変更、工法変更及び仮設工変更等

ウ 工事内容の拡大の設計変更

現工事と分離施工することが困難又は不利な工事のうち、変更見込額が当初契約額の3割以下*の増額変更は、拡大設計変更として扱うことができる。その際の手続きとして、「15-7、8 工事内容の拡大の設計変更について」で次のとおり示されている。

（※平成28年11月18日付け 建管第1467号）

4 手続き

拡大変更を安易に運用すると、様々の問題を生じたり、その財源の確保が後追いとなり事務が混乱する恐れがあるので、次の事項に十分留意のこと。

- (1) 当初設計時において、事業執行上の不確定要素等から設計変更用財源として工事費を留保する場合は、事前に本部事業担当課と十分協議すること。
- (2) 拡大変更を行う場合は、その設計変更を上申する前に、別記第1号様式により事前に支出負担行為担当者の承認を得ること。
- (3) 上申の際には、拡大変更の承認の可否の判断材料とするため、上申書の「理由欄」には、予算執行が可能となった日（当該事業に係る他の工事費等が確定となった日、又は当該工事の不確定要素が解消された日等）も記載すること。
- (4) 支出負担行為担当者は、拡大変更の上申に対する承認の可否について、別記第2号様式により回答すること。

なお、承認しない場合はその理由も記載すること。

(8) 「設計図書において計画・工法変更の可能性等の**施工条件**が適切に明示されている」

図面（設計図、参考図、工事数量総括表、設計計算書及び数量算出書）で示すことができない現場の施工条件は、特記仕様書で明示する必要がある。

特に、計画・工法変更の可能性については、事業計画や工法等が関係機関等と協議中で予見できる場合は、その可能性等について適切に明示する必要がある。

ア 土捨（取）場等の位置

土捨（取）場等の所在地を位置図で示すとともに、名称等の必要事項を特記仕様書で明示する。

イ 計画・工法変更の可能性

事業計画や工法等が関係機関等と協議中で、その変更の可能性が予見できる場合は、その内容等を特記仕様書で明示する。

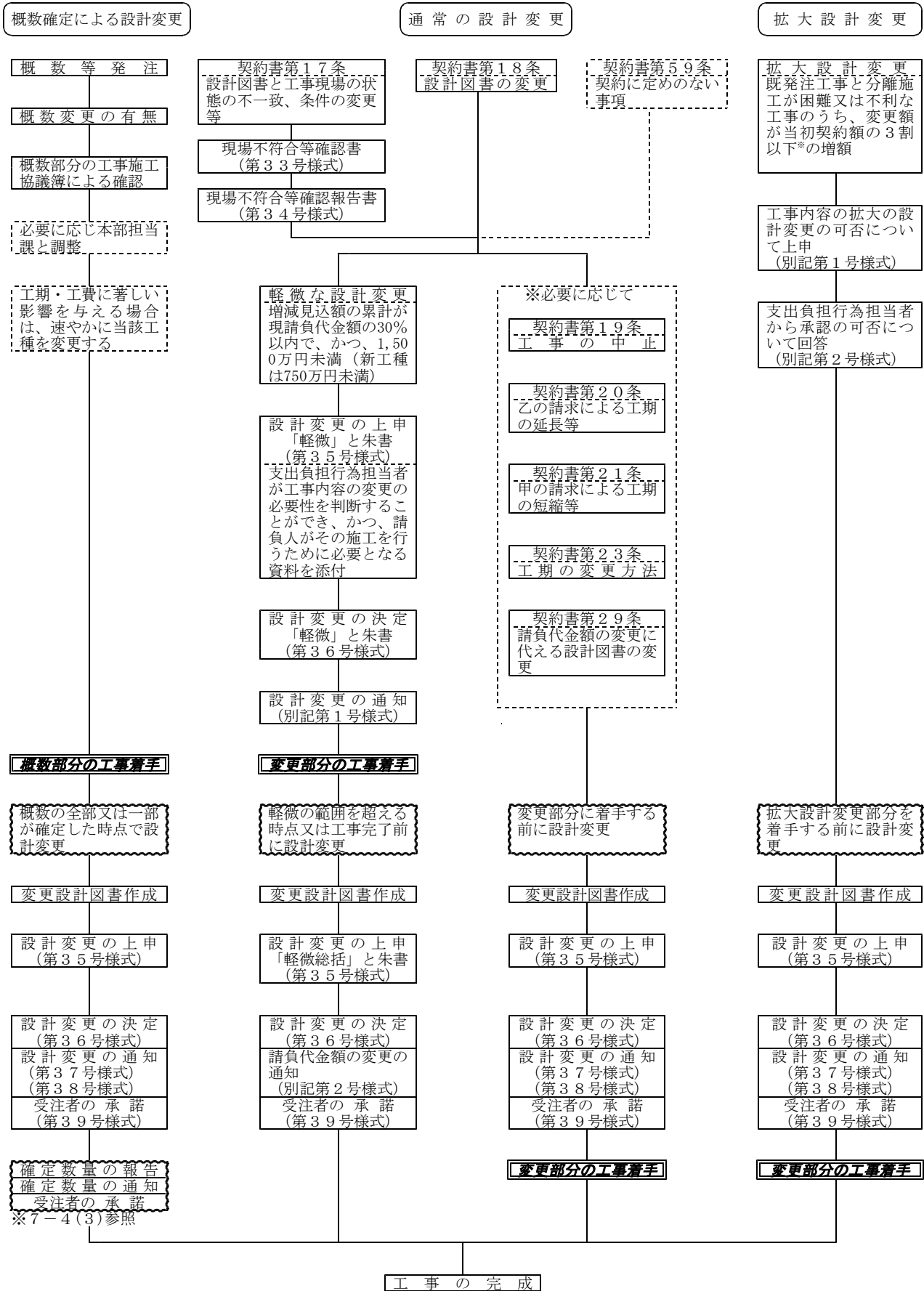
(9) 「**設計積算管理委員会**に諮る」

設計変更について、その適用条項等の扱いに疑義が生じた場合は、設計積算管理委員会に諮る必要がある。

設計変更の必要性については、契約上の甲乙という観点のほかに、妥当な予算執行といった観点も必要となるので、設計積算管理委員会に諮り慎重に判断する必要がある。

また、予算制度上や予算運営上の理由などから、契約書第29条の適用を検討する場合においても、設計積算管理委員会に諮ることが望ましい。

8-2 設計変更の手続きフロー図



※各様式については、「建設工事实務必携」を参照のこと。
 (※拡大設計変更 平成28年11月18日付け 建管第1467号)

9 設計変更理由記載例

9-1 一般事項

- (1) 設計変更にあたっては、その原因又は必要性等を掌握し、本章の理由記載例を参考に工事内容を変更する理由及び内容を明確かつ簡潔に記述すること。
- (2) 設計変更理由には、契約書の適用条項を記入のこと。
- (3) その他については次による。
 - ア 内容で記載事項が多項目にわたる場合は、別紙内訳によることができる。
 - イ 一つの変更理由により、ほかに多項目の変更事項が生じる場合は箇条書きとし、設計変更適用条項はそれぞれの箇条書きに記入することを原則とする。
 - ウ 変更内容について、次の事項を原則記述のこと。
 - (ア) 変更場所（位置、名称）
 - (イ) 〃 数量
 - (ウ) 〃 規格

9-2 設計変更上申書と理由書の表現等

- (1) 上申書と理由書の表現

設計変更上申書及び設計変更理由書での表現については、次のとおりとする。

設計変更の種類	概数の確定	拡大設計変更	軽微な設計変更	軽微総括	通常の設計変更
設計変更上申書	したい	したい	したい	する	したい
設計変更理由書	する	する	——	する	する

- (2) 設計変更上申書等の上申者

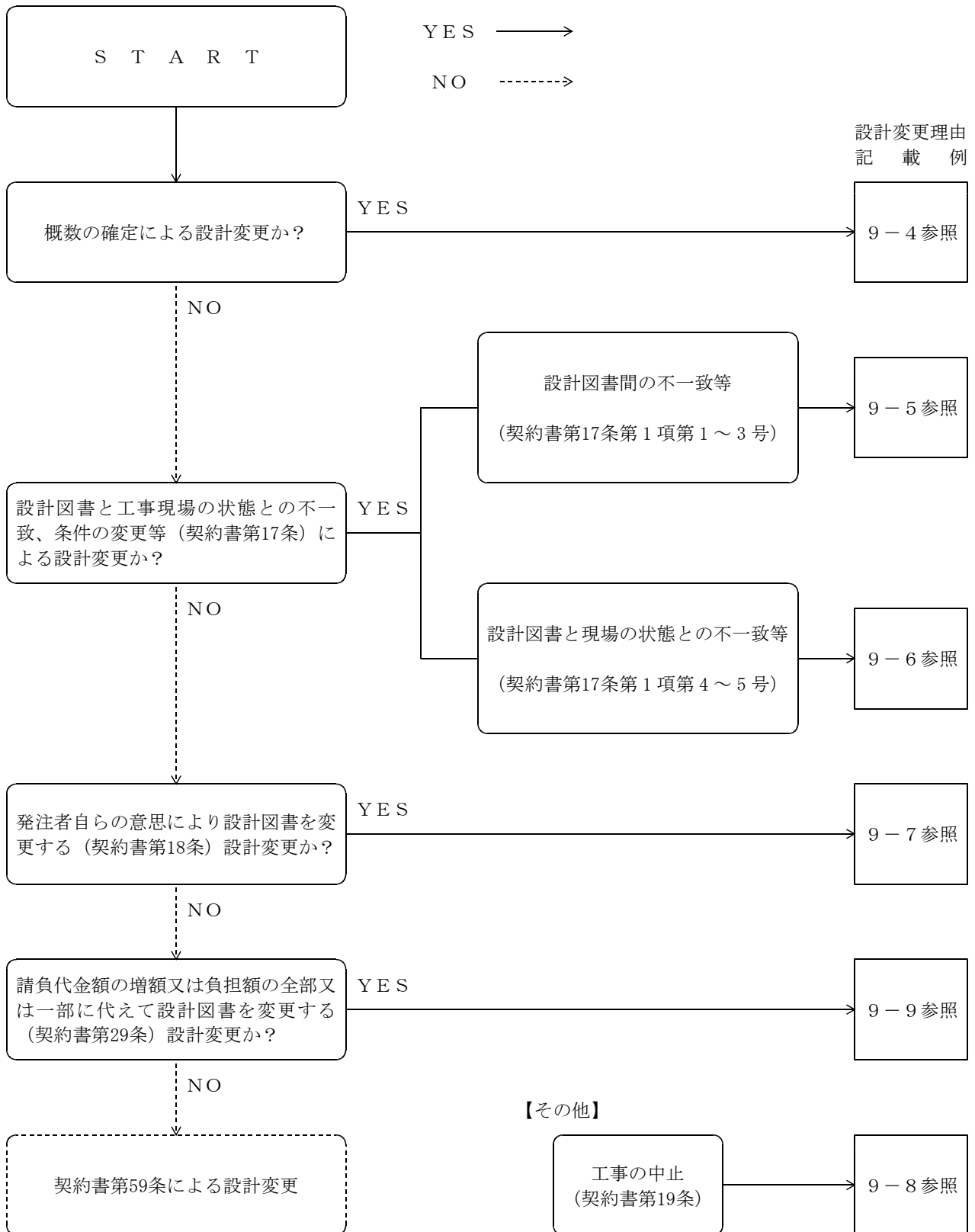
支出負担行為担当者に対する上申等に係る工事監督員の職務分担等については、「北海道建設部土木関係請負工事監督要領」にて、次のとおり定められている。

<p>(工事監督員の一般的職務)</p> <p>第3条 工事監督員は、次の各号に掲げる業務を行うとともに、支出負担行為担当者と緊密に連絡を行い、監督の実施について報告をしなければならない。</p> <p>(4) <u>工事の内容の変更、一時中止又は契約の解除の必要があると認められる場合における措置に係る上申(理由を含む)、その他契約図書に基づく必要事項の報告</u></p> <p>(工事監督員の職務分担)</p> <p>第4条 工事監督員は、総括監督員、主任監督員及び監督員とし、監督業務を行うものとする。</p> <p>2 総括監督員は、主任監督員及び監督員を指揮指導し、主に次の各号に掲げる業務を行うものとする。</p> <p>(2) <u>前条第1項第4号の支出負担行為担当者に対する報告</u></p> <p>附 則</p> <p>2 <u>総括監督員の決裁については、北海道建設管理部事務決裁細則第11条及び第13条の規定を準用する。</u></p>
--

よって、支出負担行為担当者への設計変更及び一時中止等の上申や現場不符合等確認報告等については、総括監督員の職務となる。

なお、総括監督員が不在の場合は、「北海道建設管理部事務決裁細則」第11条（代決権者及び代決の順序）及び第13条（代決後の措置）を準用のこと。

9-3 設計変更理由記載例の選定フロー図



請負代金額が大幅に変更となる場合や適用条項等の扱いに疑義が生じた場合は、各建設管理部の「設計積算管理委員会」に諮ることを原則とする。

9-4 概数等発注

変更要素	理 由	内 容
概数等発注	【概数の確定により】	【変更したい。(〇〇〇)】
	EX. 概数の確定により変更したい。(護岸工) ……………工種 (レベル2) 全体の場合 概数の確定により変更したい。(コンクリートブロック工) ……………種別 (レベル3) 全体の場合 概数の確定により変更したい。(連節ブロック) ……………細別 (レベル4) に限定される場合 概数の確定により変更したい。(No.1集水桝関係数量) ……………工種内訳書の単価構成内容の場合 概数の確定により変更したい。(仮設鋼矢板、仮設鋼矢板賃料等、土のう～仮設鋼矢板の小口処理) ……………延長確定に伴い、仮設鋼矢板の数量変更と土のう (小口処理) が新たに必要となった場合 概数の確定により変更したい。(仮橋上部～延長確定による鋼材規格・数量の変更) ……………延長確定に伴い、鋼材の規格・数量が変更となった場合	
	(注) 1 簡単な理由として、「概数の確定により変更したい。」の後に括弧書きで、変更となる工種 (レベル2)、種別 (レベル3) 又は細別 (レベル4) を記載すること。 また、標準的な工法として設計計上された仮設工において、取り合い等により新たな項目が生じた場合は、その旨も記載すること。 2 変更となった数量の対比については、「概数として扱う数量一覧表」で分かるため、記載する必要はない。	

9-5 契約書第17条第1項第1～3号 (設計図書間の不一致等)

変更要素	理 由	内 容
第17条 第1項 第1～3号	【設計図書間の不一致等により、】	【…を変更したい。(契約書第17条)】
	EX. 設計図書間の不一致等により、	護岸工詳細図 (図面番号 8 / 24) を変更したい。 (契約書第17条)
	EX. 設計図書間の不一致等により、	設計計算書及び数量算出書を変更したい。 (契約書第17条)
	(注) 1 契約書の適用条項を記載すること。 (契約書第17条までを記載し、第〇項第〇号を記載する必要はない。) 2 請負代金額に変更が生じない場合であっても、設計変更として上申すること。	

9-6 契約書第17条第1項第4～5号（設計図書と現場の状態との不一致等）

変更要素	理 由	内 容
第17条 第1項 第4～5号	【…の結果、…のため、】 (注) 1 契約書の適用条項を記載すること。 (契約書第17条までを記載し、第○項第○号を記載する必要はない。) 2 理由には、変更となる施工条件（軟岩が確認された、落石のおそれがあることが判明した、施工適期である○月○日までに施工できないこととなるため等）が分かるように記述すること。 また、内容には、変更の範囲（測点○○～◇◇等）、工種名、変更内容あるいは数量等（△△から××に等）を記述すること。	【…の…を、…から…に変更したい。 (契約書第17条)】
土 質	EX. 低水路掘削の結果、軟岩が確認されたため、	測点100～300の低水路掘削の一部の土質を、砂質土から軟岩に変更したい。（契約書第17条）
工 法	EX. 現地掘削の結果、擁壁工基礎底面部の一部に岩盤が確認されたため、	測点100～120の擁壁工の基礎工を、杭基礎（PHC杭、φ500mm、ℓ=4.0m）から直接基礎に変更したい。（契約書第17条）
数 量	EX. 現地掘削の結果、測点300～330の切土法面にわき水が確認され、土砂流出の恐れがあるため、	法面特殊かご（法長3m）の数量（範囲）を、75本（測点250～300）から120本（測点250～330）に変更したい。（契約書第17条）
技術管理費	EX. 現地調査の結果、法面工施工区間に亀裂箇所が確認されたため、	技術管理費にて地質試験費（ボーリング2孔×5m）を増工したい。（契約書第17条）
仮 設	EX. 現地再調査の結果、測点240～350のNO.2仮設落石防護柵の設置区間外（終点側測点350～380）に落石の恐れがあることが判明したため、	NO.2仮設落石防護柵の設置延長を110m（測点240～350）から140m（測点240～380）に変更したい。（契約書第17条）
	<p><仮設工について></p> <p>工事目的物を完成させるための施工方法、仮設等は契約書及び、設計図書に特別の定めがある場合を除き、受注者の責任において施工するのが基本である。現場施工において地下水、土質等の条件の変更が生じた場合、任意仮設で発注すると契約上、その内容が受注者を拘束しない事項・数量となるため、実際に施工する仮設工が設計と異なるなど、設計変更を適正に処理することが難しくなる。このため、指定、任意にかかわらず、施工上の指定要件をできるだけ明確に条件明示しておくことが必要となる。</p>	

9-7 契約書第18条

変更要素	理 由	内 容
第18条	(注) 1 契約書の適用条項を記載すること。 2 理由には、発注者として必要があると認めた理由を明確かつ簡潔に記述すること。 また、内容には、変更の範囲（測点〇〇～◇◇等）、工種名、変更内容あるいは数量等を記述すること。	
計 画	EX. 掘削土の一時仮置箇所を〇〇町◇◇地先（D=15km）で計画していたが、新たに〇〇町△△地先（D=5km）に一時仮置箇所を確保できたため、	掘削土一時仮置箇所を、〇〇町◇◇地先から△△地先に変更したい。 （契約書第18条）
合 理 化 調 査	EX. 当該工事は、令和〇〇年△△月◇◇日付け建技第□□号により、令和〇〇年度施工合理化調査の対象工事となったため、	技術管理費にて施工調査費を増工したい。 （契約書第18条）
拡 大	EX. 事業の促進を図るため、 <拡大変更部分の工事着手について> 拡大設計変更に伴う変更部分の工事着手時期は、設計変更を上申して、甲乙協議が整い、請負人が承諾した月日以後であることに留意すること。	測点500～550までの舗装工をL=50m、A=400m ² 増工したい。 （契約書第18条）

9-8 契約書第19条

変更要素	理 由	内 容
第19条	【…により…したことから、…の必要が生じたため、】 (注) 1 契約書の適用条項を記載すること。 2 理由には、発注者として中止の必要があると認めた理由を明確かつ簡潔に記述すること。 3 内容には、中止の範囲（測点〇〇～◇◇等）、工種名等を記述すること。	【…の…を一時中止したい（契約書第19条）】
天候その他の 不可抗力	EX. 〇〇月〇〇日（台風〇〇号）の大雨により河岸が決壊したことから、護岸法線の再検討の必要が生じたため、	測点2,400～2,480の護岸工を一時中止したい。 （契約書第19条）
そ の 他	EX. P2橋台工の杭基礎を施工した結果、杭が高止まりしたことから、構造を照査する必要が生じたため、	P2橋台工を一時中止したい。 （契約書第19条）

9-9 契約書第29条

変更要素	理 由	内 容
第29条	<p>【…の増額（又は費用負担）に代えて、】</p> <p>(注) 1 契約書の適用条項を記載すること。 2 理由には、発注者として必要があると認めた理由を明確かつ簡潔に記述すること。 3 内容には、減工する範囲（測点〇〇～◇◇等）、工種名等を記述すること。</p>	<p>【…の…を減工したい。（契約書第29条）】</p>
	<p>EX. 現場不符合による掘削工の増額に代えて、</p> <p>EX. 概数の確定による護岸工の増額に代えて、</p> <p>EX. 契約書第29条による費用負担に代えて、</p>	<p>測点200～250右岸の連節ブロックL=52mA=326m²を減工したい。 （契約書第29条）</p> <p>測点3,480～3,500の掘削工L=20m V=640m³を減工したい。 （契約書第29条）</p> <p>No3排水工の保護護岸工を減工したい。 （契約書第29条）</p>

10 設計変更上申書等の記載例

10-1 設計変更上申書（軽微の場合）

第35号様式

左上余白に「軽微」と朱書き

<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> 軽 微 設計変更上申書 </div>							
令和〇〇年〇〇月〇〇日							
〇〇 総合振興局長 様 （副局長（建設管理部担当）） ← 括弧書きで併記							
〇〇〇〇 ← 工事番号を記入	工事監督員 〇〇出張所長 〇〇 〇〇 ↑ 上申者は総括監督員で職と氏名を記入						
工 事 名 〇〇〇川総合流域防災工事 1工区							
上記建設工事について、次のとおり設計変更を要するものと認められますので、関係図書を添えて上申します。							
請 負 人	〇〇建設株式会社 軽微な設計変更では工期の変更はできない						
現 工 期	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">着工 令和〇〇年〇〇月〇〇日</td> <td style="width: 30%;">設計変更による 工期変更の必要性</td> <td style="width: 40%;">有（約 日 延長）・無 短縮</td> </tr> <tr> <td>完成 令和〇〇年〇〇月〇〇日</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	着工 令和〇〇年〇〇月〇〇日	設計変更による 工期変更の必要性	有（約 日 延長）・無 短縮	完成 令和〇〇年〇〇月〇〇日		
着工 令和〇〇年〇〇月〇〇日	設計変更による 工期変更の必要性	有（約 日 延長）・無 短縮					
完成 令和〇〇年〇〇月〇〇日							
設 計 変 更 の 概 要	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">掘削工の変更 概要欄にはレベル2の工種を記入</td> <td style="width: 50%;">設計変更による工事 の一時中止の要否</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">否</td> </tr> </table>	掘削工の変更 概要欄にはレベル2の工種を記入	設計変更による工事 の一時中止の要否		否		
掘削工の変更 概要欄にはレベル2の工種を記入	設計変更による工事 の一時中止の要否						
	否						
理 由	掘削工 ・低水路掘削の結果、軟岩が確認されたため、測点100～300の低水路掘削の一部の土質を砂質土から軟岩に変更したい。 （契約書第17条） ↑ 契約書の条項（条まで）を記入 一時中止が必要な場合は、「要」と記載し、速やかに工事一時中止上申書（第40号様式）により上申すること 増減額の絶対値の累計であることに留意						
そ の 他 必 要 事 項	約2,000,000円の増額見込（累計で約3,000,000円） 今回の軽微の増減見込額と括弧書きで累計を記入						

注 1 この上申書には、必要に応じ設計図書を添付すること。

2 設計変更を必要とする理由については、できるだけ詳細に記載すること。

10-2 設計変更上申書（第〇回設計変更の場合）

第35号様式

左上余白に「第〇回設計変更」と朱書き

第〇回設計変更
設計変更上申書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇 総合振興局長 様
(副局長 (建設管理部担当)) ← **括弧書きで併記**

工事監督員 〇〇出張所長 〇〇 〇〇
↑
上申者は総括監督員で職と氏名を記入

〇〇〇〇 ← **工事番号を記入**

工事名 〇〇〇川総合流域防災工事 1工区

上記建設工事について、次のとおり設計変更を要するものと認められますので、関係図書を添えて上申します。

請 負 人	〇〇建設株式会社		
現 工 期	着工 令和〇〇年〇〇月〇〇日 完成 令和〇〇年〇〇月〇〇日	設計変更による 工期変更の必要性	有 (約21日) 延長 ・無短縮
設計変更 の概要	護岸工の変更 概要欄にはレベル2の工種を記入	設計変更による工事 の一時中止の要否	否
理 由	護岸工 ・概数の確定により変更したい。(連節ブロック) ・概数の確定により数量が大幅に増となり、現工期では工事を完成させることが困難となったため、工期を延長したい。 延長日数 = (〇〇〇m ² 【数量増分】 ÷ 〇〇m ² /日【日当施工量】) × 〇. 〇〇【1+雨休率】 = 21日 ↑ 又は【供用係数】 工期変更が必要な場合は、その理由と簡単な日数の根拠も記載すること 一時中止が必要な場合は、「要」と記載し、速やかに工事一時中止上申書（第40号様式）により上申すること		
そ の 他 必 要 事 項	15,120,000円の増額 新工期 令和〇〇年〇〇月〇〇日まで ← 請負代金額の増減額と工期変更が伴う場合は新工期も記入		

- 注 1 この上申書には、必要に応じ設計図書を添付すること。
 2 設計変更を必要とする理由については、できるだけ詳細に記載すること。

10-3 設計変更上申書（軽微総括の場合）

第35号様式

左上余白に「軽微総括」「第〇回設計変更」と朱書き

軽 微 総 括
第〇回設計変更
設 計 変 更 上 申 書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

〇 〇 総合振興局長 様
(副局長 (建設管理部担当)) ← **括弧書きで併記**

工事監督員 〇〇出張所長 〇〇 〇〇
↑
上申者は総括監督員で職と氏名を記入

〇〇〇〇 ← **工事番号を記入**

工 事 名 〇〇〇川総合流域防災工事 1工区

上記建設工事について、次のとおり設計変更を要するものと認められますので、関係図書を添えて上申します。

請 負 人	〇〇建設株式会社		
現 工 期	着工 令和〇〇年〇〇月〇〇日	設計変更による 工期変更の必要性	有 (約 日) 延長 (無) 短縮
	完成 令和〇〇年〇〇月〇〇日		
設 計 変 更 の 概 要	掘削工、護岸工の変更 概要欄にはレベル2の工種を記入	設計変更による工事 の一時中止の要否	否
理 由	掘削工 ・低水路掘削の結果、軟岩が確認されたため、測点100～300の低水路掘削の一部の土質を、砂質土から軟岩に変更する。(契約書第17条) (令和〇〇年〇〇月〇〇日付け軽微) ↑ 軽微総括の際は「したい」ではなく「する」 ↑ 軽微の上申日を記入 護岸工 ・概数の確定により変更したい。(連節ブロック)		
そ の 他 必 要 事 項	16,059,500円の増額 ← 請負代金額の増減額を記入		

- 注 1 この上申書には、必要に応じ設計図書を添付すること。
 2 設計変更を必要とする理由については、できるだけ詳細に記載すること。

10-4 現場不符合等確認書

第33号様式

現場 不 符 合 等 確 認 書

〇〇〇〇 ← 工事番号を記入

工 事 名 〇〇〇〇線道路改良工事

上記建設工事に係る現場不符合等に関し、令和〇〇年〇〇月〇〇日調査の結果、次のとおり確認した。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

確認者は現場不符合等を確認した工事監督員（総括監督員 or 主任監督員 or 監督員）で職と氏名を記入



工事監督員 〇〇係長 〇〇 □□
現場代理人 □□ △△

1 不符合等の内容
別紙、工事施工協議簿による。

工事施工協議簿を有効活用すること

2 措置に関する意見
別紙、工事施工協議簿による。

ポイント

契約書第17条を適用し設計変更を行う場合には、現場不符合等確認書（第33号様式）による確認と現場不符合等確認報告書（第34号様式）による支出負担行為担当者への報告が不可欠です。

- 注 1 不符合等の内容は、できるだけ詳細に記載すること。
- 注 2 措置に関する意見で、工事監督員と現場代理人とが一致しないものがあるときは、双方の意見（だれの意見であるかを明らかにすること。を併記すること。

10-5 現場不符合等確認報告書

第34号様式

現場 不 符 合 等 確 認 報 告 書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

〇 〇 総合振興局長 様
(副局長 (建設管理部担当)) ← **括弧書きで併記**

工事監督員 〇〇出張所長 〇〇 〇〇

〇〇〇〇 ← **工事番号を記入**
工 事 名 〇〇〇〇線道路改良工事

↑
報告者は総括監督員で職と氏名を記入

上記建設工事について、令和〇〇年〇〇月〇〇日現場代理人から現場不符合等の旨通知があったので、令和〇〇年〇〇月〇〇日現場代理人立会いの下に調査を行った結果、別紙現場不符合等確認書のとおり確認したので報告します。

ポイント1

現場不符合等を確認し、その後速やかに設計変更の上申が行われる場合であっても、現場不符合等確認報告書（第34号様式）による支出負担行為担当者への報告が不可欠です。

ポイント2

報告の際には、内容が容易に分かるように、図面や状況写真等を添付すること。

注 この報告書には、現場不符合等確認書その他必要に応じ図面等を添付すること。

10-6 工事一時中止上申書

第40号様式

工事一時中止上申書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇 総合振興局長 様
 (副局長 (建設管理部担当)) ← **括弧書きで併記**

工事監督員 〇〇出張所長 〇〇 〇〇

〇〇〇〇 ← **工事番号を記入**
 工 事 名 〇〇〇川総合流域防災工事 1工区

↑
上申者は総括監督員で職と氏名を記入

上記建設工事について、次のとおりその施工を一時中止する必要があると認められますので、上申します。

請 負 人	〇〇建設株式会社
工事の一時中止を必要とする範囲及び理由	〇〇月〇〇日(台風〇〇号)の大雨により河岸が決壊したことから、護岸法線の再検討の必要が生じたため、測点2,400~2,480の護岸工を一時中止したい。(契約書第19条)
工事の一時中止を必要とする期間	護岸工の再検討が完了予定の令和〇〇年〇〇月〇〇日まで。(〇〇日間) ↑ 括弧書きで日数も併記
その他必要事項	

ポイント
 工事の一時中止を必要とする期間を定めたときは、その期間満了と同時に工事の一時中止は自然に解除されたと解され、その翌日から工事の施工を再開してよい。しかし、「別途指示する日まで」や「〇〇の検討が完了する日まで」等、中止期間が明確となっていない場合は、工事を再開する際に一時中止を解除し、その旨を受注者に書面をもって通知する必要がある。
 また、工事の一時中止期間が工期の2分の1に相当する日数(工期の2分の1に相当する日数が30日を超える場合は、30日)を超える場合、受注者に契約解除権(契約書第45条)が発生するケースがあるため注意すること。

- 注 1 工事の一時中止を必要とする範囲及び期間は、具体的に記載すること。
 2 工事の一時中止を必要とする理由は、できるだけ詳細に記載すること。

10-7 概数として扱っていた数量の確定について

報告様式

令和 年 月 日

〇〇 総合振興局長 様
 (副局長 (建設管理部担当)) ← **括弧書きで併記**

工事監督員 〇〇出張所長 〇〇 〇〇

概数として扱っていた数量の確定について

〇〇〇〇 ← **工事番号を記入**

工 事 名 〇〇〇川総合流域防災工事 1工区

上申者は総括監督員で職と氏名を記入

上記建設工事について、別紙のとおり数量が確定したので報告します。

- 注 1 結果的に工事数量に変更が生じなかった場合において、設計変更時に確定処理を行った場合は、本様式による報告の必要はない。
- 2 別紙として、「概数として扱う数量一覧表」を添付すること。

別紙

別紙 **※北海道土木工事設計積算電算システム出力例**

概数として扱う数量一覧表

工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	前回数量	今回数量	数量増減	摘要
法面工						
植生工						確定を示す
腐植酸種子散布		m2	1,340	1,340	0	確定
排水工						
縦断管渠工						確定を示す
管渠	鉄筋コンクリート管1種・ φ600mm, 巻きコンクリートC-4	m	78	85	7	確定
	床掘り	m3	146.3	164.2	17.9	確定 85m当り数量
		m3	111.8	126.6	14.8	確定 85m当り数量

10-8 工事内容の拡大の設計変更について

別記第1号様式

工事内容の拡大の設計変更について

令和〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇 総合振興局長 様
 (副局長 (建設管理部担当)) ← **括弧書きで併記**

工事監督員 〇〇出張所長 〇〇 〇〇

〇〇〇〇 ← **工事番号を記入**
 工 事 名 〇〇〇川総合流域防災工事 1工区

↑
上申者は総括監督員で職と氏名を記入

上記建設工事について、次のとおり拡大設計変更を行う必要が生じたので上申します。

請 負 人	〇〇建設株式会社 既に設計変更を行っている場合は、括弧書きで当初請負代金額を記載		
現 工 期	着工 令和〇〇年〇〇月〇〇日 完成 令和〇〇年〇〇月〇〇日	拡大変更による 工期変更の必要性	有 (約 30 日延長・短縮)・無
現 請 負 金 額	115,500,000円 (105,000,000円)	拡大変更による工事 の一時中止の要否	否
拡大変更の 概算金額	約23,000,000円 (約21.9%増) ← 括弧書きで当初請負代金額に対する増額分の比率を記載		
拡大変更の 概要	護岸工 L=〇〇m A=〇〇〇m ² の増 一時中止が必要な場合は、「要」と記載し、 設計変更上申書又は上申後速やかに工事一時中止上申書 (第40号様式) により上申すること		
理 由	当該工事の概数として扱っていた数量が確定 (令和〇〇年〇〇月〇〇日) し、当該事業に係る不確定要素が解消されたため、事業促進を図りたい。 ※ その他の理由の記載例 ① 当該事業の最終工事入札が完了 (令和〇〇年〇〇月〇〇日) し、当該事業に係る不確定要素が解消されたため、事業促進を図りたい。 ② 当該事業に係る用地補償費が確定し、第〇回予算更正 (令和〇〇年〇〇月) により、予算執行が可能となったため、事業促進を図りたい。 など		
そ の 他 必 要 事 項	必要工事期間 (〇〇〇m ² 【数量増分】÷〇〇m ² /日【日当施工量】)×〇.〇〇【1+雨休率】 =30日 又は【供用係数】		

↑
工期変更が必要な場合は、簡単な日数の根拠も記載すること

10-9 工事内容の拡大の設計変更について（回答）

別記第2号様式

〇〇〇第△△△-△号
令和〇〇年〇〇月〇〇日

工事監督員 〇〇出張所長 様

〇 〇 総合振興局長

工事内容の拡大の設計変更について（回答）

〇〇〇〇 ← **工事番号を記入**

工 事 名 〇〇〇川総合流域防災工事 1工区

令和〇〇年〇〇月〇〇日付けで上申のあった上記建設工事に係る工事内容の拡大変更について、次のとおり回答します。

記

- 承認しない場合の記載例**
- 1 承認の可否
承認しない。
 - 2 承認しない理由
工事内容や現場状況、工事に要する必要日数等から、別途発注工事による施工が十分可能であると判断されるため。

(〇〇建設管理部建設行政室入札契約課〇〇予算係)

※ その他の承認しない理由の記載例

- ① 増工する植生工は、施工適期を過ぎているため。
- ② 増工する掘削工は曲線区間であり、護岸工を同時施工しない場合には、融雪期の出水等により手戻りが予想されるため。 など

- 注 1 1の事項は、不要な文字を抹消して使用すること。
2 承認する場合にあつては、2の事項を削除すること。

記

- 承認する場合の記載例**
- 承認の可否
承認する。

(〇〇建設管理部建設行政室入札契約課〇〇予算係)

- 注 1 1の事項は、不要な文字を抹消して使用すること。
2 承認する場合にあつては、2の事項を削除すること。

11 設計変更に係るQ & A

11-1 概数等発注（共通編）

番号	質問・疑問	回答
1	概数等発注とは何か。	<p>工事発注等に際して、工事数量の全部又は一部を概数で積算するとともに施工条件を明示し、その詳細が判明した時点で、その工事数量を確定し、必要に応じて設計変更処理を行う手法をいいます。</p> <p>概数として扱える数量は、次のいずれかの方法により算出された工事数量となります。</p> <p>(1) 大部分が概数によるもの</p> <p>ア 標準断面図（定規図）において代表的な幅、長さ、法長、断面積等の数値を示し、これにより算出した工事数量</p> <p>イ 現地の取り合い等により、委託成果品の数量に軽微な変更が予想される工事数量</p> <p>(2) 主要部分以外が概数によるもの</p> <p>ア 工事目的物の主要部分を積算することによって、その工費が把握できる場合における工事数量</p> <p>イ 標準的な工法により設計計上する仮設工に係る工事数量</p> <p>また、概数であっても規格（レベル5）に必要な事項を明示することは当然ですが、特記仕様書においても適切な施工条件明示を行う必要があります。</p>
2	概数による工事の発注には、どのような利点があるのか。	<p>事前に「変更が予想される数量」として契約しているため、現場不適合等の確認・報告、設計変更上申手続き及び受注者の承諾等といった事務手続きを行うことなく、工事監督員との数量確定協議により工事着手が可能となり、次のような利点を想定しています。</p> <p>①積算業務及び入札の効率化</p> <p>②契約条件の明確化</p> <p>③事前調査費用のコスト縮減</p> <p>④工事現場の効率化</p>
3	当初、概数として扱っていなかった数量を、受注者との協議により施工途中において、概数として扱うことに変更できるか。	<p>概数として扱う旨も契約条件であるため、概数として扱う数量は、特記仕様書に「概数として扱う数量一覧表」として明示することとしています。</p> <p>よって、これに記載されていない数量は、施工途中で概数として扱うことはできません。</p>
4	委託成果品により設計・積算した場合でも、すべての工事数量を概数として扱うことができるか。	<p>委託の成果品であっても、現場条件の把握に一定の制約の中で調査した結果に基づく数量を積み重ねたものであるため、現場の条件に必ずしも一致しない場合がありますので、数量を概数で扱うことに問題はありません。</p> <p>ただし、橋梁や擁壁などの構造計算を前提とした構造物の主要部分は、概数として扱わないこととしていることに留意してください。</p> <p>（概数等発注要領の運用指針 2 概数として扱うことが可能な工事数量について）</p>
5	仮設工の場合、概数の範ちゅうに工法の変更も含まれると解釈してよいのか。	<p>仮設工の工法そのものが変更となる場合には、概数の範ちゅうを超えていることとなりますので、通常的设计変更として処理してください。（7-6 留意事項 (4) 概数の確定による設計変更）</p>

番号	質問・疑問	回答
6	<p>防寒養生、囲い費について、その工事数量を概数として扱うことができるか。</p>	<p>囲い面積については、複雑な構造物等で標準的な仮設工として設計した場合に概数等を活用することができますが、発注者は受注者が行った過大又は不適切な防寒囲いに対して設計変更するものではありません。</p> <p>また、防寒養生費については、その工事数量は施工時期から決定されるものであるため、通常的设计変更として処理してください。</p>
7	<p>標準断面図等から算出した数量で概数等発注とした場合において、現地精査に係る測量費用は、工事着手準備の調査・測量等に要する費用として共通仮設費率に含まれているので、施工図書作成費を計上する必要がないと考えてよいか。</p>	<p>共通仮設費率に含まれるのは、出来形管理のための図書作成費です。</p> <p>よって、受注者に設計図書に係る図面を作成させる場合は、新規・修正にかかわらず、その費用を、「施工図書作成費」として、共通仮設費の技術管理費に計上してください。</p> <p>(概数等発注要領の運用指針 4 設計変更図書の作成費用について)</p>
8	<p>植生基材吹付の数量を概数として扱った場合、概数の確定に伴い市場単価が変更となることがあるが、概数の範ちゅうとして扱うことができるか。</p>	<p>概数の範ちゅうで扱うことができます。</p> <p>市場単価には、工事数量に応じた加算率が設定されている場合があります。質問の植生基材吹付についても1工事の全体数量に対する施工規模加算率が設定されています。このような場合は、確定数量に応じた施工規模加算率を適用して、設計変更することができます。</p> <p>(概数等発注要領の運用指針 5 留意事項)</p>
9	<p>盛土量を概数として扱っているが、盛土着手前の現地測量の結果、当初1万m3未満だった盛土量が、1万m3を超えることとなり、積算上の標準機種に変更を生じるが、概数の範ちゅうとして扱うことができるか。</p>	<p>概数の範ちゅうで扱うことができます。</p> <p>質問8と同様に、概数の確定に伴い積算上の標準機種・規格が変更となる場合も、概数の確定数量に応じた機種・規格により、概数の範ちゅうとして設計変更することができます。</p> <p>(概数等発注要領の運用指針 5 留意事項)</p> <p>この場合、概数の変更に伴う標準機種・規格の変更は、受注者が実際に使用している機種・規格にかかわらずに変更することとなり、変更後においても、受注者が使用する機種・規格を拘束するものではありません。</p>
10	<p>通常的设计変更において生じた新たな項目の数量に変更が予想される場合、これを概数として扱うことができるか。</p> <p>また、その変更予定金額が軽微な設計変更の範ちゅうである場合、軽微な設計変更でも概数として扱うことができるか。</p>	<p>設計変更時に新たに生じた項目であっても、その工事数量に変更が予想される場合には、概数として扱うことができます。この場合、変更設計図書の「概数として扱う数量一覧表」に追加し、特記仕様書として明示する必要があります。</p> <p>また、軽微な設計変更は、その都度設計変更を行った上で、軽微総括時に設計(契約)金額を変更する手法であり、現場条件に不確定要素がある場合には、軽微総括時に数量・金額を確定することとなるため、概数等発注を活用するメリットがありません。</p>
11	<p>概数確定による設計変更は、いつの時期にすればよいのか。</p>	<p>概数等発注による設計変更は、契約締結時に発注者、受注者の相互において変わり得る数量であると認識しているので、「不確定要素の一部又は全部が解消した時点」で工事数量を確定し、「概数として扱った数量の全部又は一部が確定した時点」で変更することとしております。</p> <p>(概数等発注事務取扱要領 第4 数量確定及び設計変更の時期)</p>

番号	質問・疑問	回答
12	概数等発注で数量確定による設計変更の時期は、全部又は一部の数量が確定した時となっていますが、具体的にはどういう使い分けなのか。	地形や施工上の制約等の現場条件に変更がなく、数量等に大幅な変更が生じない場合は、全部の数量が確定した時点の設計変更とすることができ、通常的设计変更に関連して概数として扱っている数量を変更する必要が生じた場合や、概数として扱っている数量に大幅な変更が生じた場合には、一部が確定した時点で設計変更する必要があります。 また、概数確定による設計変更は、概数以外の不確定要素すべてが解消してから設計変更するのではなく、概数として扱っている数量のすべてが確定した時点で、設計変更する必要があります。
13	概数確定の設計変更は、金額の上限及び現請負代金額の増額の率の上限はあるのか。	概数等発注の適用範囲は、工事費や工期等に著しい影響を与えない範囲としていることから、特に上限を定めておりません。結果的に著しく請負代金額の変更が伴うと見込まれる場合には、本部事業担当課及び入札契約課に報告し、その対応を打合せしてください。
14	概数確定に伴い、工期を延長する必要が生じた場合、どのようにすればよいのか。	結果的に著しく請負代金額の変更が生じた場合は、その工期についても変更することができます。しかし、このような場合は概数の範囲を超過しているとも考えられるため、本部事業担当課及び入札契約課に報告し、その対応を打合せしてください。
15	概数等による発注は、軽微の設計変更による事務処理ができるか。	概数の確定による設計変更も金額の範囲が該当すれば「軽微」の事務処理ができます。 ただし、概数の確定によるものかどうか内容が確認できるように処理してください。
16	概数確定による設計変更と通常的设计変更の時期が同時の場合は、設計変更の事務処理は同時に良いか。	概数確定による設計変更を行う際に、これ以外の数量を通常的设计変更理由により変更する必要が生じた場合は、概数確定による設計変更と通常的设计変更を同時に行うことができます。 また、概数として扱っていた数量が、不一致等の他の設計変更理由により変更となる場合は、概数が確定しているか否かにかかわらず、その設計変更理由により変更することができます。 なお、他の設計変更理由であっても、確定数量となる場合は、概数確定による設計変更と同様に「概数として扱う数量一覧表」において確定処理を行う必要があります。 (概数等発注要領の運用指針 3 数量確定・設計変更等について)
17	概数確定による設計変更と拡大の設計変更の時期が同時の場合は、設計変更の事務処理は同時に良いか。	概数確定による設計変更と拡大の設計変更を同時に行うことは可能です。 ただし、概数の確定による設計変更であるのか拡大設計変更であるのか内容が確認できるように事務処理を行ってください。
18	結果的に数量の変更が生じなかった場合でも、設計変更は必要となるのか。 また、確定した工事数量を受注者に通知する必要はあるのか。	結果的に数量の変更が生じなかった場合であっても、設計図・参考図や数量算出書に変更が生じた場合は、設計変更が必要となります。 また、設計図・参考図や数量算出書に変更が生じなかった場合においても、概数として扱っている数量の全部又は一部が確定した時点で支出負担行為担当者へ報告するとともに、受注者に通知し、承諾書を徴する必要があります。これは、工事施工協議簿において確定した工事数量は、あくまで確認行為のみが完了していることであり、契約上の工事数量を確定したことにはならないためです。 (概数等発注要領の運用指針 3 数量確定・設計変更等について)
19	特記仕様書の記載例の「概数」の6に「当該工事のうち交通誘導警備員数は、受注者より提出された工程管理(ネットワーク等)を基に工事監督員と協議して数量を確定する」と記載があるが、岩盤線等、施工後でなければ数量の確認ができない場合でも、工事着手前に確定しなければいけないのか。	特記仕様書の記載例の「概数」の1には「概数として扱う事項の施工に当たっては、施工後でなければ数量の確定できない場合を除き、現地調査終了後速やかに工事監督員と協議し、数量の確定を行い着手すること」と記載がある。 また、「建設工事の概数等発注事務取扱要領」の「第4 数量確定及び数量確定の時期」には「1 数量確定 現地測量結果等に基づき、確定数量算出に係る不確定部分の一部又は全部が解消した時点で、工事施工協議簿により数量を確定する」と記載がある。 以上により、交通誘導警備員の概数も、工事着手後に不確定部分が解消した時点で数量を確定して良い。

11-2 概数等発注（道路編）

番号	質問・疑問	回答
1	<p>取付道路の施工箇所数、照明等の本数は、概数として扱うことができるか。</p>	<p>取付道路・照明の各箇所ごとの工事数量は、概数として扱うことができますが、箇所数（本数）は概数として扱うことはできません。</p> <p>箇所数（本数）は、設計・計画段階で工事目的から必要性・妥当性を判断し決定される数量であり、その数量に変更が生じた場合は、発注者と地元との協議、又は、発注者の意思により変更となることから、契約書第18条に基づいて設計変更することとなります。</p>
2	<p>事前の詳細調査を行わずに、切削オーバーレイの路面切削深さ、幅員を概数として扱うことができるか。</p>	<p>路面切削深さは、事前に現地測量を行っていても、経年変化等により変更となる要素があることや、一般的に維持工事では事前の調査を行わずに発注することが多いことから、路面切削深さ、幅員を含めて概数として扱うことができます。</p> <p>路面切削数量は、本来面積及び切削深さを考慮した「m³」単位で積算されるべきものであり、この深さの変更に伴い「体積」が変更となりますが、積算上は便宜的に切削深さを一定の範囲で大括りし「m²」単位で積算することとなっています。このため、工事数量総括表の摘要欄に平均厚さを明示するか、または、特記仕様書において施工条件明示することにより、その平均厚さが変更となっても概数の確定として設計変更できます。</p> <p>ただし、工事数量総括表の規格欄（レベル5）に平均切削厚さを記載し、工事着手時の調査結果により平均厚さが変更となる場合は、規格欄（レベル5）の変更となり、概数の確定としての設計変更ができなくなるため、留意する必要があります。</p>
3	<p>浮石除去の施工に際して必要となる仮設昇降用階段について、任意仮設として計上した場合、概数として扱うことができるか。</p>	<p>任意仮設・指定仮設にかかわらず概数として扱うことができます。</p> <p>任意仮設の場合も、施工条件明示を適切に行うことにより、現場条件の変更により設計を見直す必要が生じた場合、設計変更することが可能となります。このため、任意仮設であっても適切に現場条件を明示した上で、概数として扱うことができます。（概数等発注要領の運用指針 2 概数として扱うことが可能な工事数量について）</p> <p>ただし、任意仮設の場合は受注者の自主施工が原則であるため、数量の変更が「現場条件の変更」に起因するものか、「受注者の都合」によるものかを、適切に見極める必要があります。</p>
4	<p>橋台工において基礎杭の杭長等の規格を概数として扱うことができるか。</p>	<p>橋台工の基礎杭は、橋台工本体と同様に、構造計算に基づく構造物であり、概数として扱うことはできません。このため、杭長等の規格に変更が生じた場合は、契約書第17条に基づいて設計変更することとなります。（道路課の運用 3 概数で扱うことが不適当な場合）</p> <p>また、杭長等に変更がない場合であっても、土質の変更などにより打込工法が変更となる場合は、上記と同様の扱いとなります。</p>
5	<p>U型側溝を概数として扱った場合、規格の変更（U-300BからU-450への変更）も概数として扱うことができるか。</p>	<p>工事目的物の規格の変更は、概数として扱うことはできません。</p> <p>側溝の規格は、別途流量計算などで決定されているので、構造規格の変更が生じた場合は、「概数として扱う数量一覧表」で概数として扱っていた場合でも、契約書第17条に基づいて設計変更することとなります。（概数等発注要領の運用指針 5 留意事項）</p>
6	<p>切土部岩盤線を推定し、土砂掘削数量と軟岩掘削数量を算出した場合、概数として扱うことができるか。</p>	<p>岩盤線に変更が生じない確実な数量を算出することは、現実的には非常に困難であり、かつ、多大な調査費を要することから、このような場合は、概数として扱うことができます。</p> <p>ただし、当初設計において土砂掘削のみであり、現地掘削の結果、岩盤掘削が新たに必要となる場合は、契約書第17条に基づいて設計変更することとなります。</p>

11-3 概数等発注（河川・砂防編）

番号	質問・疑問	回答
1	<p>河川改修工事で、堀込河道を標準断面として概数等発注した場合、一部区間で余裕高堤が必要となり、盛土が新たに生じた場合も概数として扱うことができるか。</p>	<p>新たな細別（レベル4）が生じることとなるため、概数として扱うことはできません。この変更が生じた場合には、契約書第17条に基づいて設計変更することとなります。こうした場合、軽微な設計変更を活用するなどして、効率的な事務処理を心掛け、現場が休止状態とならないようにしてください。</p>
2	<p>河川維持補修工事で、伐開面積を概数として扱う場合、その数量算出において、幅、延長の両方を概数として扱うことができるか。 また、積算上の区分である粗や密といった区分も概数の範ちゅうとなるのか。</p>	<p>平面図で区間（〇〇橋保護護岸上流～△×樋管保護護岸下流）、標準断面図等で伐開の平均幅をそれぞれ明示することで、概数として扱うことができます。 粗（50本/100m²未満）と密（50本/100m²以上）については、積算上の現場条件であることから、概数の範ちゅうとして扱うことができません。この変更が生じた場合には、契約書第17条に基づいて設計変更することとなります。</p>
3	<p>連節ブロックの数量を曲線の更正を行わずに算出し、概数として扱うことができるか。 また、現地で軟岩が確認されたことで、その根入れ長を変更する必要が生じた場合であっても、概数として扱うことができるか。</p>	<p>曲線の更正を行わずに算出し、概数として扱うことができます。（河川課運用 4 運用例） また、護岸の根入れ長は、現地の土質により決定しており、土質の不一致から根入れ長が変更となる場合は、概数として扱うことができないことから、契約書第17条に基づいて設計変更することとなります。</p>
4	<p>既設堤防に旋回場と天端敷き砂利を施工する工事において、その数量を概数として扱うことができるか。</p>	<p>天端敷き砂利については、平面図で区間（〇〇橋～△×橋）、標準断面図等で敷き砂利の規格・寸法を明示することで、概数として扱うことができます。 また、旋回場の箇所当たりの数量については、概数として扱うことができますが、その設置箇所数は概数として扱うことはできません。箇所数に変更が生じた場合や天端敷き砂利区間に変更が生じた場合は、契約書第18条に基づいて設計変更することとなります。</p>
5	<p>かごマットの数量を曲線の更正を行わずに算出し、概数として扱った際に、展開図等により確定した数量に伴って、かごマットの単価が変更（曲線半径）となった場合であっても、概数として扱うことができるか。</p>	<p>かごマットの材料費は、曲線半径によって異なりますが、数量の確定に伴う変更であるため、概数の範ちゅうとして扱うことができます。 ただし、新たな細別（レベル4）が追加となった場合には、概数として扱うことができないため、当初設計図書においては、箇所当たり数量を一括計上するなど、1m²当たり単価を避けて作成し、設計変更時に新たな細別（レベル4）が追加とならないような設計図書とする必要があります。新たな細別（レベル4）が追加となった場合、概数として扱う数量一覧表にない事項を扱うこととなるため、概数として扱うことはできません。</p>

番号	質問・疑問	回答
6	<p>仮締切工の設計を標準断面図で行い、その数量を概数として扱った場合において、部分的な河床洗掘箇所があったことから矢板の規格を変更する必要が生じた場合は、概数として扱うことができるか。</p> <p>また、端部処理として必要となった大型土のうについても、概数として扱うことができるか。</p>	<p>標準的な工法として算出した仮設工については、その限定的な取扱いとして、取り合い等による項目の追加や鋼材規格等の変更も概数の範ちゅうとして扱うことができます。</p> <p>(概数等発注要領の運用指針 5 留意事項)</p> <p>これは、河床高等の地盤条件は、施工の際に変更となることが予想されること等から、調査設計の効率化を考慮し、その取扱いが認められています。</p> <p>よって、どちらも概数として扱うことができますが、結果的に工法が変更となった場合(自立式→二重締切等)には、契約書第17条に基づき設計変更することとなります。</p> <p>なお、仮締切等の仮設工は、最初の工程として施工されるものであるため、取り合い等の変更が生じた場合は、速やかに結論をだし、現場が休止状態とならないようにしてください。</p> <p>また、工法変更とならないよう、実施設計書作成時には、現地を再確認してください。</p>
7	<p>仮締切工内等の水替も概数として扱うことができるか。</p>	<p>水替日数については護岸面積等と連動して、その必要日数が増えることから概数として扱うことができます。</p> <p>ただし、排水量は規格であり、ポンプの設置箇所数は、現場条件の変更となることから、これらが増えた場合には、契約書第17条に基づいて設計変更することとなります。</p>
8	<p>砂防ダムにおいて、袖部法覆工の数量は概数として扱うことができるか。</p>	<p>袖部法覆工については、概数として扱うことができますが、出来形精算とならないために、法覆範囲の決定根拠(床掘影響線+0mの範囲)等を標準断面図等で明確にしておく必要があります。</p> <p>また、土質の不一致等から、結果的に工法変更となった場合は、契約書第17条に基づいて設計変更することとなります。</p>
9	<p>砂防ダムのコンクリートダム本堰堤工において、間詰コンクリートは概数として扱うことができるか。</p>	<p>コンクリートダム工の本堰堤工において、間詰コンクリートは堤体の本体コンクリートと同時打設することとされています。</p> <p>また、砂防堰堤に係る本体数量は、概数として扱うことができないとしています。</p> <p>(砂防災害課運用 3 概数で扱うことが不適当な事例)</p> <p>しかしながら、間詰コンクリート数量については、本体の構造計算に影響を与えないことから、概数として扱うことができます。</p> <p>ただし、結果的に本体構造の再計算が必要となった場合(堤高・堤長の変更)には、契約書第17条に基づいて設計変更することとなります。</p>
10	<p>急傾斜地事業において、土留柵工の延長を概数として扱うことができるか。</p>	<p>土留柵工の構造・規格は解析断面により、その構造・規格を決定しています。</p> <p>また、補足の簡易貫入試験や保全対象人家の状況等により、その構造・規格ごとの範囲を決定しています。しかし、急傾斜地事業においては、現地地盤の出入り等により、区間ごとの延長が増減することも予想されるため、その区間内においては延長を概数として扱うことができます。</p> <p>ただし、現地地盤の出入りが解析断面と異なり、その安定計算を再検討する必要が生じた場合は、契約書第17条に基づいて設計変更することとなります。</p>

番号	質問・疑問	回答
11	<p>急傾斜地事業において、擁壁工の数量は概数として扱うことができるか。</p>	<p>擁壁工は、構造計算に基づく構造物であり、現地の土質等の条件が変更となった場合、その構造を検討する必要があることから、概数として扱うことはできません。</p> <p>(砂防災課運用 3 概数で扱うことが不適当な事例)</p> <p>また、擁壁工に設置する崩土防止柵は概数として扱うことができますが、擁壁工を概数として扱うことができないため、概数活用の利点はありません。</p>
12	<p>急傾斜地事業において、集水柵の個数を概数として扱うことができるか。</p>	<p>集水柵は、定型的に構造が定められていることから、その1箇所当たり数量である作業土工(床堀・埋戻し)は、概数として扱うことができます。</p> <p>ただし、その箇所数については、排水計画から決定されるため、概数として扱うことはできません。</p> <p>また、U型側溝延長については、取り合い等で数量が変更となることが予想されますので、概数として扱うことができます。</p>
13	<p>地すべり事業において、明暗渠の延長は概数として扱うことができるか。</p> <p>また、付随して必要となる接続柵の箇所数も概数として扱うことができるか。</p>	<p>地すべり事業において、水路工は現地の地形なりに施工する必要があり、変更となることが予想される数量であることから、概数として扱うことができます。</p> <p>また、地すべり事業の水路工で必要となる接続柵についても、実際に施工される水路法線により、その必要個数が変更となることから、概数として扱うことができます。</p> <p>ただし、新たな水路が必要となった場合は、計画そのものの変更となるため、通常的设计変更として処理してください。</p>
14	<p>地すべり事業において、任意仮設である集排水ボーリング足場の工事数量を概数として扱うことができるか。</p>	<p>任意仮設であっても、概数として扱うことができます。</p> <p>また、数量確定に伴い、平地足場から傾斜地足場へ変更する必要がある場合、新たな細別(レベル4)が追加となりますが、概数の範ちゅうとして扱うことができます。</p> <p>これは、調査設計の効率化を考慮し、標準的な工法として計上した仮設工についてのみ、その取扱いが認められています。</p>
15	<p>河川災害復旧工事において、護岸工の作業土工(床堀・埋戻し)や連節ブロック等の査定決定された数量を概数として扱うことができるか。</p> <p>また、仮設工についても概数として扱うことができるか。</p>	<p>災害復旧事業であっても、工事数量は概数として扱うことができます。</p> <p>しかし、「災害復旧事業における負担法上の軽微な変更」とは、査定決定された事項に対するものであることから、請負契約において、工事数量を概数として扱った場合、その数量の確定により設計変更を行った際に「負担法における軽微な変更」の範囲を超える可能性があります。</p> <p>よって、災害復旧事業で概数を活用する場合、大臣変更が必要となるのかを慎重に判断する必要があります。</p> <p>また、査定決定されていない事項については、新工種の扱いとなり、負担法における軽微な変更とはならないため、仮設工を概数として扱う場合は、特に注意が必要です。</p>

11-4 概数等発注（海岸・漁港編）

番号	質問・疑問	回答
1	<p>離岸堤や消波堤などの基礎工数量（捨石数量、均し面積）を概数として扱うことができるか。</p>	<p>設計条件として設置水深や基礎工の厚さの適用範囲を明示したうえで、概数として扱うことができます。</p> <p>また、基礎工数量の概数確定に伴い、施工規模補正により単価が変更となる場合も、概数の範ちゅうで扱うことができます。</p> <p>なお、設置水深や基礎工の厚さが設計条件の適用範囲を超える場合は、安定計算による構造断面の再検討を行う必要が生じるため、契約書第17条に基づいて設計変更することとなります。</p>
2	<p>岩着式の場所打式本体工数量（コンクリート数量、型枠面積）を概数として扱うことができるか。</p>	<p>設計条件として設置水深や基礎地盤高及び地質（岩質）の適用範囲を明示した上で、概数として扱うことができます。</p> <p>なお、設置水深や基礎地盤高及び地質（岩質）が設計条件の適用範囲を超える場合は、安定計算による構造断面の再検討を行う必要が生じるため、契約書第17条に基づいて設計変更することとなります。</p>
3 4	<p>防波堤等の嵩上改良に伴う上部工数量（コンクリート数量、型枠面積）を概数として扱うことができるか。</p> <p>浚渫土数量を概数として扱うことができるか。</p> <p>また、浚渫土砂構成が変更となった場合も概数として扱うことができるか。</p>	<p>既設上部工は、経年変化により形状変化が予想されることから、概数として扱うことができます。</p> <p>なお、設計条件の適用範囲を超える場合は、安定計算による構造断面の再検討を行う必要が生じるため、契約書第17条に基づいて設計変更することとなります。浚渫土数量の概数については、平成25年 4月10日付漁港第931号の「概数等発注要領の運用」により判断することとなります。</p> <p>浚渫土数量の確定に伴い、これと連動して変更となる浚渫土砂構成は、概数の範ちゅうとして扱うことができます。</p> <p>ただし、グラブ浚渫から硬土盤浚渫に変更となるなど、細別（レベル4）が変更となる場合は、契約書第17条に基づいて設計変更することとなります。</p> <p>また、浚渫土砂構成は、積算上の現場条件であることから、工事数量総括表の摘要欄等に施工条件として明示する必要があります。</p>

11-5 拡大設計変更

番号	質問・疑問	回答
1	拡大設計変更には、どのような基準が定められているのか。	工事内容の拡大に伴う設計変更は、現工事と分離施工することが困難又は不利な工事のうち、変更見込額が当初契約金額の3割以下*で、の増額としています。
2	拡大設計変更は、同一工事回数に制限があるのか。	当初契約金額の3割以下*の増額の範囲であれば、変更回数に制限はありません。
3	工事内容の拡大の設計変更の上申は、いつ、どのように提出すればよいのか。	拡大設計変更の可否を判断するためには、別途発注の可能性も検討する必要があります。 よって、工事内容の拡大の設計変更の上申は、当該工事及び当該事業の不確定要素が解消される見込みができた時点で速やかに上申すべきです。
4	拡大設計変更は、支出負担行為担当者の承認後であれば、設計変更の時期はいつでもよいのか。	支出負担行為担当者の承認後、工事現場の進捗状況を十分把握し、速やかに設計変更してください。
5	拡大設計変更、概数の確定による設計変更及び通常の設計変更は、工事内容等に整合性がとれれば、同時に事務処理ができるのか。	拡大設計変更の増額分については、当初契約金額に対して3割以下*の制限がありますので、変更設計書の中で拡大部分の内容と金額が分かるようにする必要があります。各々の設計変更の内容が確認できるように事務処理を行ってください。
6	拡大設計変更には、新たな工種の追加は認められないのか。認められるとすれば、どのような工種か具体例を示されたい。	当該工事内容と分離できない工種で、原契約の内容を極端に逸脱することのないものについてのみ認められます。例えば、工事延長の増工に伴う管渠、擁壁等の新工種の追加がこれに該当します。
7	拡大設計変更時に、工事数量を概数として扱うことができるか。	拡大の設計変更には、予算の範囲内で事業を確定する主旨もありますので、この見込みが確実な場合に限り、概数として扱うことができます。
8	設計変更後の拡大設計変更の額及び率の比較対象とするのは、当初契約金額でよいのか。	拡大設計変更の対象となる増額分については、当初契約金額に対して3割以下*としています。
9	拡大設計変更対象部分の工事着手は、工事施工協議簿による指示でよいのか。	いかなる場合であっても、拡大部分の着手は設計変更の上申を行い、甲乙協議が整ったことを示す、受注者の承諾月日以後となります。
10	複数事業の合併設計書において、当該事業に係る不確定要素が解消されたが、それ以外の事業に係る不確定要素が解消されていない段階で、当該事業分の拡大設計変更は可能か。	可能です。 (設計変更用財源として予算執行が可能となれば良い。要領の「当該工事の不確定要素が解消された」という記述は複数事業の合併設計書を想定していない記述)

(※平成28年11月18日付け 建管第1467号)

11-6 契約書第17条

番号	質問・疑問	回答
1	「設計図書間の不一致等」による設計変更は、いつ行うべきか。	<p>受注者は、共通仕様書において設計図書の照査が義務付けられています。</p> <p>また、現場着手前に「設計図書間の不一致等」による設計変更を行わなかった場合、誤った図書のまま現場着手することとなります。</p> <p>よって、工事着手（工期開始日）後、速やかに、「設計図書間の不一致等」についての協議（確認）を行い、設計変更する必要があります。</p> <p>なお、「どの設計図書を優先させることなく、発注者が求める事項」に設計変更することができます。</p>
2	「設計図書間の不一致等」において、請負代金額に変更が生じなかった場合でも設計変更する必要があるのか。	<p>設計図書を正しいものに変更するため、請負代金額に変更が生じなかった場合であっても、設計変更する必要があります。</p>
3	「設計図書間の不一致等」において、請負代金額の変更は可能か。	<p>工事数量総括表を変更する必要がある場合、その基礎である予定価格算出用設計書も変更する必要があります。その際に金額を変更する必要がある場合は、併せて変更します。</p>
4	「設計図書間の不一致等」の設計変更を軽微な設計変更として処理できるか。	<p>軽微な設計変更として扱うことができます。</p>
5	設計変更上申を速やかに行うことで、現場不符合等確認書（第33号様式）及び現場不符合等確認報告書（第34号様式）を省略することができるか。	<p>現場不符合等確認書（第33号様式）及び現場不符合等確認報告書（第34号様式）は、「設計図書と現場の状態との不一致等」を受注者と確認し、支出負担行為担当者に報告するものであることから、契約書第17条に基づいて設計変更する場合には、省略することはできません。</p> <p>「設計図書間の不一致等」で設計変更する場合も、必ず受注者と確認を行い、支出負担行為担当者に報告する必要があります。</p>
6	<p>軽微な設計変更は、何度行っても良いのか。</p> <p>また、軽微総括を行う時期は、工事終了前として良いか。</p>	<p>軽微な設計変更については、その範囲内であれば何度も軽微な設計変更として上申することができます。</p> <p>また、「軽微総括」行う時期は、当該工事の不確定要素すべてが解消した時点として良いので、結果的に工事終了前となることもあります。</p> <p>なお、「軽微総括」として設計変更するまで契約変更を行わないこととなるため、当該工事の不確定要素が解消したと想定される場合は、速やかに「軽微総括」を行い、契約変更する必要があります。</p>
7	<p>軽微の設計変更でいう「新工種」とは何か。</p>	<p>「新工種」とは、仮設工及び共通仮設費については新たな種別（レベル3）、それ以外は新たな工種（レベル2）が追加となる場合をいいます。</p> <p>なお、設計変更時における単価等の取扱いについては、「4-4 積算上の留意点」を参照してください。</p>

番号	質問・疑問	回答
8	特記仕様書で施工条件を明示すれば、新工種を含め、工期終了直前の設計変更でよいのか。	当初設計において、工事目的物及び仮設工の工法等を条件明示していても、工法の変更や新工種などが生じた場合は、設計変更処理後でなければ工事着手することはできません。 なお、設計変更の時期は、軽微の変更の上申を含め、速やかに処理してください。
9	軽微な設計変更における増減見込額の累計に、上申時の工種ごとの増減額を考慮すべきか。	「軽微な設計変更」上申ごとの増減額の絶対値の累計（プラス、マイナスに関係なく加算して得た額）であり、上申時の工種ごとの増減額を考慮する必要はありません。
10	現場不符合等の確認は、必ず現地での確認が必要となるのか。	設計図書間の不一致等で、不符合等の確認が書面で行える場合、現地確認は不要です。ただし、現場不符合の場合、措置を検討する上で現地確認が重要となりますので、極力現地を確認してください。
11	承諾図も設計図書の扱いとなるが、支出負担行為担当者に上申して、原本設計書に添付する必要があるか。	設計図書の扱いとなりますが、支出負担行為担当者へ上申して、原本設計書に添付する必要はありません。 なお、設計図書である承諾図や工事施工協議簿を工事成品と一緒に保管する場合は、保存期限が設計図書10年、工事成品5年と異なるため、注意してください。
12	敷砂利による工事用道路を設計計上している場合、敷鉄板に設計変更することができるか。	コーンペネトロメーターのコーン指数（qc値）等の調査結果から、ダンブトラック等の走行に必要なトラフィカビリティがないことが確認された場合には、設計変更することができます。ただし、安易に全延長を設計変更するのではなく、必要範囲を確認してください。
13	歩掛上の標準機種で設計計上している場合、実際の施工機械に設計変更すべきか。	「土木工事積算基準等」の取扱いを特記仕様書で条件明示していますので、標準機種で施工できない場合には、設計変更できます。ただし、クレーン規格の場合、機械の据付位置そのものが受注者の都合である場合がありますので、設計変更の妥当性を十分検討する必要があります。
14	「設計図」、「数量算出書」、「設計計算書」及び「工事数量総括表」で鉄筋の規格・数量などの不一致が生じた場合、設計変更することができるか。	このような場合も「設計図書間の不一致」として、「どの設計図書を優先させることなく、発注者が求める事項」に設計変更することができます。ただし、受注者に設計図書の照査を義務づけていますので、設計変更の日付には留意する必要があります。
15	「数量算出書」及び「工事数量総括表」で型枠に係る数量を計上していない場合、設計変更することができるか。	工事目的物施工に必要な設計計上項目は、「土木工事工種体系化の手引き」で、工種（レベル3）毎に定義付けしており、これらの諸基準により設計計上していることを特記仕様書で条件明示していますので、必要項目が設計計上されていない場合も設計変更することができます。
16	橋台2基施工する工事で、基礎杭を連続施工することとし、「重建設機械分解組立費」を設計計上していない場合、設計変更で計上することはできるか。	「土木工事積算要領」で、重建設機械の現場内小運搬に係る分解・組立費は、別途積上計上することと規定され、「土木工事工種体系化の手引き」でも、運搬費の計上項目として「重建設機械分解組立費」が細別（レベル4）として定義付けされていますので、必要性が確認された場合には設計変更することができます。

番号	質問・疑問	回答
17	工事用道路を敷鉄板で施工することとして、近傍の市町村からの輸送費を設計計上している工事で、想定した市町村で必要量を確保できない場合、輸送費を設計変更することはできるか。	仮設材運搬費は「土木工事工種体系化の手引き」で、輸送起点（距離）を積算上の現場条件として「特記仕様書」又は「工事数量総括表の摘要欄」に明示することとしています。明示した現場条件で施工できない場合は、設計変更することができます。ただし、自社持ち資材などの実態に合わせて設計変更するものでないことに留意して下さい。

11-7 契約書第18条・第19条・第20条・第21条等

番号	質問・疑問	回答
1	土捨（取）場の設計変更を軽微な設計変更として処理できるか。	金額が軽微の範囲内であれば、軽微な設計変更として処理することができます。 ただし、契約書第18条により設計変更する際に、計画法線変更などの場合は、内容そのものが重要な変更となり、軽微な設計変更として処理できない場合もありますので、そのような場合は、本部事業担当課及び入札契約課と協議し、確認してください。 また、当初発注時から契約書第18条による設計変更が予想される場合は、適切な施工条件明示をしてください。
2	工事施工上の制約等から工期を延長する必要が生じた場合、どのようにすればよいのか。	工期の延長理由が、発注者の責に帰すべきことなのか、受注者の責により工事の進捗がはかどらず工期を延長しなければならない等により判断が別れますが、工事の中止に関する場合は契約書19条、乙の請求による工期の延長の場合は同20条、甲の請求による工期の短縮等の場合は同21条に基づいて事務処理をしてください。 なお、受注者の責めに帰すべき理由で工期内に完成できない場合は、同41条に基づいて事務処理をしてください。

12 指定と任意の考え方

12-1 指定と任意の定義

工事目的物を完成するための施工方法・仮設等において、「指定」とは、設計図書のとおり施工を行うものであり、「任意」とは、受注者の責任において施工を行うものである。

契約書第1条第3項に「施工方法、仮設その他工事目的物を完成するために必要な一切の手段（以下「施工方法等」という。）については、この契約書及び設計図書に特別の定めがある場合を除き、受注者がその責任において定めるものとする」と明記されているように、受注者の責任において施工するのが基本である。

参 考 建設工事請負標準書式 契約書

(総 則)

第1条 発注者及び受注者は、この契約書に基づき、別冊の**図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書**（以下「**設計図書**」という。）に従い、誠実に頭書の**工事の請負契約を履行しなければならない。**

3 **施工方法、仮設その他工事目的物を完成するために必要な一切の手段**（以下「**施工方法等**」という。）については、この契約書及び設計図書に**特別の定めがある場合を除き、受注者がその責任において定めるものとする。**

12-2 設計変更の取扱い

指定・任意にかかわらず、当初明示した条件が変更となった場合には、設計変更を行う必要があるため、施工条件明示（地質条件、廃棄物処理条件等）をできるだけ明確に行い、設計変更に対応できるようにすることが必要である。

また、当初明示した条件には、特記仕様書や工事数量総括表の規格・摘要欄に明示した施工条件のほか、設計図、参考図、設計計算書及び数量算出書から判読できる地盤線及び土質条件等の事項や、社会通念上、一般的に考えられる事項も含まれることに留意する必要がある。

	指 定	任 意
設 計 図 書	施工方法等について具体的に指定する (契約条件として位置付け)	施工方法等について具体的には指定しない (標準的な工法等を参考図として示す場合があるが、受注者の任意施工を拘束するものではない)
施工方法等の変更	発注者の指示又は承諾が必要	受注者の任意 (施工計画書等の修正、提出は必要)
施工方法の変更がある場合の設計変更	設計変更の対象とする	設計変更の対象としない
当初明示した条件の変更に 対応した設計変更	設計変更の対象とする	設計変更の対象とする
天災不可抗力に対する 対応	いずれの場合でも契約書の規定によって処理するが、「手戻り額」は設計積算の根拠としたものを対象として算定する	

なお、「土木工事工種体系化の手引き」においては、一般的に「任意」に該当し、契約対象とならない細別（レベル4）を括弧書きで表示している。

例) 作業土工（床掘り、埋戻し、床仕上げ、岩盤清掃等）、型枠、足場、支保、防寒囲い、防寒養生、土のう、ポンプ排水、除雪、重建設機械分解組立運搬費など

12-3 仮設工の取扱い

(1) 仮設工に計上する項目

直接工事費に計上する仮設工は次のとおりとする。

- ア 型枠、支保工、足場工に要する費用
- イ 山留（土留、仮締切）、仮井筒、築島工に要する費用
- ウ 水替工、仮水路に要する費用
- エ 工事施行に必要な機械設備（コンクリートプラント、アスファルトプラント等）に要する費用
- オ 用水、電力等の供給設備に要する費用
- カ 仮道、仮橋、現場補修等に要する費用
- キ 交通管理工に要する費用
- ク その他必要な項目

(2) 仮設工の積算

ア 仮設工として積算する内容は次のとおりとする。

- (ア) 型枠、支保工、足場工の設置、撤去、補修に要する費用及び当該設備の使用期間中の損料（賃料）
- (イ) 山留（土留、仮締切）、仮井筒、築島工の設置、撤去、補修に要する費用及び当該設備の使用期間中の損料（賃料）
- (ウ) 水替工、仮水路の設置、撤去、補修に要する費用及び当該設備の使用期間中の電力料及び損料（賃料）
- (エ) 工事施工に必要な機械設備の設置、撤去及び補修等に要する費用
 - ア コンクリートプラント、アスファルトプラント等の設置、撤去及び当該施設の補修に要する費用
 - イ トンネル工事における照明設備に係る設置、撤去、補修に要する費用及び当該設備の使用期間中の電力料
- (オ) 電力、用水等の供給設備に係る設置、撤去、補修等に要する費用及び当該供給設備の使用期間中の損料（賃料）
- (カ) 仮道、仮橋、現道補修等に要する費用
 - ア 仮道、仮橋に係る設置、撤去、補修に要する費用及び当該設備の使用期間中の損料（賃料）
 - イ 公道等の補修に要する費用
- (キ) 工事施工に必要な防護施設（転落、飛来等の防止柵及び発破用防護柵等）、仮囲い（工事用防護塀）に係る設置、撤去、補修に要する費用及び当該防護施設等の使用期間中の損料（賃料）
- (ク) 工事施工に伴う防じん対策（簡易舗装、タイヤ洗浄装置、路面清掃等）に係る設置、撤去、補修に要する費用及び使用期間中の損料（賃料）
- (ケ) 仮区画線に係る費用
- (コ) 交通管理工に要する費用、交通誘導警備員に要する費用
- (ク) その他必要な費用

イ 積算方法

仮設工の積算は、現場条件を的確に把握することにより必要額を適正に積上げるものとする。

(3) 仮設工の指定・明示事項

工事目的物を完成するための施工方法・仮設等は、受注者の責任において施工するのが基本であるが、「第三者への配慮」や「関係機関等との協議」等により施工方法等に制約を必要とする場合は、その要件を図面や施工条件明示等により「指定」する必要がある。

また、指定しない場合であっても、現場条件の変更が予想される場合は、施工条件明示をしておく必要がある。

仮設工の指定・明示の仕方は、「構造、規格、寸法、工法等を指定する場合」、「それらを決定するために必要な設計上の条件のみを指定する場合」及び「必要な設計上の条件のみを明示する場合」などがある。

指定・明示事項については、現場条件を十分に考慮し決定するものとする。

ア 原則として、構造、規格、寸法、工法等を指定する場合（指定した事項のみが制約される）

- (ア) 河川堤防と同等の機能を有する仮締切
- (イ) 一般交通に供する仮設構造物
- (ウ) 特許工法及び特殊工法を採用する場合
- (エ) 関係機関等との協議により制約条件のある場合
- (オ) その他第三者に特に配慮を必要とする場合

イ 必要な設計上の条件のみを指定する場合（指定した事項のみが制約される）

- (ア) 仮橋・仮栈橋の桁下・、河積阻害率等
- (イ) 濁水処理施設の管理基準値
- (ウ) 交通誘導警備員の資格、配置体制
- (エ) その他、基準値等を指定する場合

ウ 必要な設計上の条件のみを明示する場合（現場条件を明示したものであり制約されない）

- (ア) 仮締切の水位、流量
- (イ) 工事用道路の幅員、構造
- (ウ) その他、条件のみを明示する場合

12-4 不適切な具体例

次のようなケースは、指定・任意の正しい運用から見ると、不適切と考えられる。

(1) 機械の規格選定に関する不適切な事例

事例-1	掘削工において、バックホウ（クローラ型山積0.8m ³ 級）で施工計画書が提出されたが、積算ではバックホウ（クローラ型山積0.45m ³ 級）を計上しているので、現場に積算どおりのバックホウ（クローラ型山積0.45m ³ 級）をもってくるように指示した。
事例-2	掘削工において、積算ではバックホウ（クローラ型山積0.8m ³ 級）により計上していたが、受注者がバックホウ（クローラ型山積1.4m ³ 級）で施工したため、設計変更にてバックホウの規格を山積0.8m ³ 級から1.4m ³ 級に変更した。
コメント	積算におけるバックホウの規格は、特別な現場条件の制約等がある場合を除き、作業内容（土量）により決定されるものである。 上記の二事例は、共に「指定と任意」の「任意」に該当し、施工方法等は受注者の責任において定めるものであるため、両者とも不適切な事例となる。 また、特別な施工条件の制約等があり標準的な機種・規格以外で積算した場合においては、制約となる施工条件等を特記仕様書や工事数量総括表の摘要欄に明示する必要がある。

(2) 機械の機種選定に関する不適切な事例

事例-3	鋼矢板の打込みにおいて、受注者が積算上の標準機種であるクローラクレーンで施工せず、分解・組立・運搬に係る費用を計上する必要のないラフテレーンクレーンで施工したため、クローラクレーンの分解・組立・運搬に係る費用を設計変更にて減額した。
事例-4	切梁下の掘削において、特記仕様書には何も明記はなかったので受注者がグラムシェル（テレスコピック式クローラ型平積0.4m ³ 級）およびバックホウ（クローラ型山積0.45m ³ 級）にて計画し、施工した。施工中に発注者が、積算がグラムシェルおよび人力施工となっていることを理由に人力施工に変更するよう求めた。
コメント	事例-1、2と同様、設計図書において施工方法等に特別の定めがある場合を除いて、受注者がその責任において施工方法等を定めることとなる。 事例-3、4においても、機械の機種や施工方法については、積算における標準的なものであり、請負人に対し拘束する事項とはならない。 また、積算基準の適用範囲内であれば、受注者の施工方法や機種選定が積算と異なっても問題とはならないため、積算どおりの施工方法や施工機種での施工を指示することや、受注者の施工の実態に合わせた設計変更を行うことは不適切である。

(3) 仮設備の選定に関する不適切な事例

事例－5	道路工事に係る工事用道路を敷き砂利で計上していたが、現地の地盤が軟弱であったため、受注者から敷き鉄板への変更について協議があった。発注者は任意仮設であることを理由に、設計変更の対象としなかった。
コメント	任意仮設は、その施工に制約を与えるものではないが、現場条件等に変更が生じ、設計計上した工法による施工が困難な場合は、適切に設計変更する必要がある。

(4) 新技術活用の採用等に関する不適切な事例

事例－6	基礎工や地盤改良工において、設計と同等以上の品質が確保できる新技術を受注者の企業努力により活用したいとの申し出があった。発注者は新技術を活用したことがなく、積算上の工法で実施するよう指示した。
コメント	この場合も設計図書において、施工方法その他を定めていない場合は受注者の責任において定めることができ、その施工方法が新技術であっても、発注者として拒否することはできない。ただし、新技術の活用に当たっては、発注者として求める品質等が満足されているかを確認するのはもちろんのこと、将来の維持管理等も検討のうえ承諾する必要がある。